

令和5年海津市議会第3回定例会

◎議事日程(第2号)

令和5年9月5日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第87号 令和5年度海津市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第88号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第89号 令和5年度海津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第90号 令和5年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第91号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第92号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第93号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第94号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第95号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第96号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第97号 令和4年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 認定第1号 令和4年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 令和4年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和4年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 令和4年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 令和4年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 令和4年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 令和4年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 令和4年度海津市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第9号 令和4年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第22 認定第10号 令和4年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第23 認定第11号 令和4年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第24 認定第12号 令和4年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について

◎出席議員（14名）

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	橋本武夫君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	13番	服部寿君
14番	水谷武博君	15番	伊藤誠君

◎欠席議員（1名）

12番	川瀬厚美君
-----	-------

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	大橋隆幸君
総務部参事 未来創生マネージャー	柴澤亮君	総務部参事 情報化統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君
市民環境部長	近藤三喜夫君	健康福祉部長	近藤康成君
産業経済部長併 農業委員会 事務局長	安立文浩君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君
建設水道部長	中村勝豊君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	丹羽雅也君
教育委員会 事務局長	後藤政樹君	消防長	伊藤求君

総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊 藤 聡 君	総 務 部 企 画 財 政 課 長	山 崎 賢 二 君
総 務 部 秘 書 広 報 課 長	奥 村 孝 司 君	総 務 部 総 務 課 防 災 危 機 管 理 室 長 兼 防 災 専 門 官	兒 玉 靖 君
健 康 福 祉 部 社 会 福 祉 課 長	高 橋 智 宏 君	健 康 福 祉 部 高 齢 介 護 課 長	三 宅 正 美 君
健 康 福 祉 部 こ ども 未 来 課 長	毛 利 卓 司 君	消 防 本 部 救 急 指 令 課 長	加 賀 誠 君
代 表 監 査 委 員	稲 垣 弘 久 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	佐 野 正 美	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 兼 議 会 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	中 島 浩 子
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 主 任	片 野 征 臣		

◎開議宣告

○議長（伊藤 誠君） 定刻でございます。

本日の会議に、12番 川瀬厚美議員より欠席の届けが出ておりますので、御報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において14番 水谷武博君、1番 古川理沙君を指名します。

◎議案第87号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第3号）から認定第12号 令和4年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（伊藤 誠君） 日程第2、議案第87号から日程第24、認定第12号までの23議案を一括議題とします。

これより質疑を行います。

初めに、議案第87号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第3号）の質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第88号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第89号 令和5年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第90号 令和5年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第91号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第92号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第93号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第94号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第95号 工事請負契約の締結についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第95号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより議案第95号についての討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。議案第95号 工事請負契約の締結についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第96号 指定管理者の指定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第87号から議案第94号までの8議案及び議案第96号については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第94号までの8議案及び議案第96号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は9月21日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

次に、ここで議案第97号及び認定第1号から認定第12号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員 稲垣弘久君。

[代表監査委員 稲垣弘久君 登壇]

○代表監査委員（稲垣弘久君） それでは、監査委員の審査結果の報告をいたします。

令和4年度海津市一般会計、6つの特別会計、2つの財産区会計の歳入歳出決算及び基金の運用につきまして御報告を申し上げます。

去る7月14日から8月17日に、関係諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました令和4年度海津市一般会計決算、令和4年度海津市クレール平田運営特別会計決算、令和4年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、令和4年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算、令和4年度海津市国民健康保険特別会計決算、令和4年度海津市介護保険特別会計決算、令和4年度海津市後期高齢者医療特別会計決算、令和4年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、令和4年度海津市羽沢財産区会計決算及び令和4年度海津市土地開発基金の運用状況が正確であると認めました。

なお、審査意見書を別冊4でお手元に配付いたしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

次に、引き続きまして、4つの海津市公営企業会計決算につきまして御報告を申し上げます。

去る6月9日から8月3日に、関係諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました令和4年度海津市水道事業会計決算、令和4年度海津市下水道事業会計決算、令和4年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、令和4年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算は正確であると認めました。

なお、審査意見書を別冊5でお手元に配付いたしておりますので、御覧をいただきたいと思ひます。

以上で審査結果の報告といたします。

○議長（伊藤 誠君） 代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、議案第97号 令和4年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第1号 令和4年度海津市一般会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第2号 令和4年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第3号 令和4年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第4号 令和4年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第5号 令和4年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第6号 令和4年度海津市介護保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第7号 令和4年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第8号 令和4年度海津市下水道事業会計決算の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第9号 令和4年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第10号 令和4年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第11号 令和4年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第12号 令和4年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第97号及び認定第1号から認定第12号までの13議案については、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、当委員会に審査を付託したいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものといいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号及び認定第1号から認定第12号までの13議案については、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付

与することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

指名する決算特別委員を議会事務局長が発表いたします。

議会事務局長 佐野正美君。

○議会事務局長（佐野正美君） それでは、13名の決算特別委員を発表させていただきます。

1番 古川理沙議員、2番 片野治樹議員、3番 北村富男議員、4番 小粥努議員、5番 里雄淳意議員、6番 橋本武夫議員、7番 二ノ宮一貴議員、8番 伊藤久恵議員、10番 松岡唯史議員、11番 藤田敏彦議員、12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員、14番 水谷武博議員、以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） お諮りします。ただいま指名しました諸君を決算特別委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました13名の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、9月21日までに審査を終了し、議長に報告をお願いします。

ここでしばらく休憩をいたします。

（午前9時15分）

○議長（伊藤 誠君） では、互選の結果を伺いましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時15分）

○議長（伊藤 誠君） ここで、決算特別委員会の正・副委員長が決定しましたので、議会事務局長が発表いたします。

議会事務局長 佐野正美君。

○議会事務局長（佐野正美君） それでは、正・副委員長を発表させていただきます。

決算特別委員会委員長に13番 服部寿議員、副委員長に2番 片野治樹議員。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） ここで10時30分まで休憩といたします。よろしくをお願いします。

（午前9時16分）

○議長（伊藤 誠君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前10時27分）

◎一般質問

○議長（伊藤 誠君） 日程第25、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。

なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 伊 藤 久 恵 君

○議長（伊藤 誠君） 初めに、8番 伊藤久恵君の質問を許可します。

伊藤久恵君。

〔8番 伊藤久恵君 質問席へ〕

○8番（伊藤久恵君） それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

要旨、マイナンバーカード制度について、質問相手、市長でございます。

マイナンバーカード制度についてお尋ねいたします。

便利になる、行政効率が高まるなどとアピールされているマイナンバーカードですが、最近は毎日のようにトラブルの報道がされております。マイナンバーカードを利用してコンビニで住民票や印鑑証明書等を受け取ろうとしたところ、別人の証明書が発行されるという不具合や、マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証を使ったところ、別人の情報が登録されていたといったトラブルが相次ぎ、さらには給付金や補助金等を受け取る口座が全く別人のマイナンバーカードに登録されていたといったものや、家族内で同じ口座を登録していたなど切りがありません。

河野デジタル大臣は、十分なセキュリティー対策に取り組んでいると強調しておられますが、セキュリティー以前の問題であります。改正マイナンバー法が成立してから情報が公開されてでは不安を感じる人が増えるのではないのでしょうか。マイナンバーカードを取得したら最大2万円分のマイナポイントをあげますといったキャンペーンで普及を急ぎましたが、このマイナポイントの2兆円以上の予算の財源は私たちの税金です。それでも取得しない人がいるため、政府は現在の保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化する方

針を打ち出しました。

日本は国民皆保険制度の国ですので、健康保険証は国民全員が持っています。保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化することは事実上の義務化といえます。現行の保険証、さらには運転免許証を廃止してまでも新しい制度が必要なのかとの批判もあります。各市町村の窓口や各事務所の負担も心配されます。

さらに、今年度中には母子健康手帳とマイナンバーカードの一体化も始めると聞いております。母子健康手帳は、妊娠中や出産の経過だけではなく、生まれた後の赤ちゃんの定期健診や予防接種なども記録する大切なものです。母子健康手帳を手にすることで母親となる自覚や喜びが出るかけがえのないものであり、親子共々生涯の宝物となっているのではないのでしょうか。

また、スマホにマイナポータルアプリをインストールすれば便利に使えると推進されておりますが、アプリの利用規約には、マイナポータルの利用に当たり、利用者本人または第三者が被った損害について、デジタル庁は責任を負わないものとします。利用規約の変更が合理的であるときは、本利用規約を改正することができるものとしますなどと書かれていません。

一人ひとりにマイナンバーが振られ、カードは任意といいながら様々なことが強制されていく中、デジタル化についていけない方も多いことから、幾つか質問をいたします。

1つ目、本市の現状と対策についてです。

様々なトラブルが日本各地で明るみになっていますが、本市は大丈夫でしょうか。何か事例はありませんか。また、トラブルを予防するために取り組んでいることや発生した場合の対応などについてどのように検討されていますか。

2つ目、高齢者施設でのマイナンバーカードの管理についてです。

高齢者の方々とその家族にとって心配なマイナンバーカードと保険証の一体化は、家族の助けがある恵まれたケースでも、申請、取得、暗証番号の管理をし、診察のたびに持ち歩くことは容易ではありません。ましてや一人暮らしの方にとっては不安も大きいものです。さらに、高齢者施設では高い割合で入居者の保険証やマイナンバーカードを施設が預かって管理をしていますが、全国保険医団体連合会では、一体化する場合、カード申請時に本人の意思確認ができないことや、カード暗証番号の紛失時の責任が重いとして管理できないという声が9割以上に上ると発表されており、危惧されています。

また、マイナ保険証のない方には資格確認書を新たに交付するとのことですが、年1回の申請が必要で、医療費の自己負担も高くなると言われています。多くは日常生活が困難な方が施設に入所しているため、毎年申請することは現実的ではなく、施設の方の負担も大きく増えると思いますが、どのように認識されていますか。また、どのように対応されますか。

3つ目、再発行の手続についてです。

現在の国民健康保険では保険証を紛失した場合、市の窓口で即日再交付していただけますし、会社員の方の社会保険は、即日発行が難しくても、代わりに使える資格証明書を原則として即日発行できることになっています。

一方で、マイナンバーカードを紛失した場合、通常であれば申請後1か月から2か月ほどかかってしまい、医療機関で一旦は医療費全額を負担する可能性が出てきます。政府はこのような問題に対応するため、再交付申請から1週間以内に短縮できるように特急発行・交付という制度の創設を目指していますが、転職して加入する健康保険が変わった場合は、再度新しい情報を正しくひもづけする必要があります。

本市ではどのような対応をされているのでしょうか。

4つ目は、本市におけるマイナンバーカードの利活用の状況についてです。

国の取組だけでなく、本市としてどのように活用していくのか。市民にとって安心して便利に活用でき、行政にとって効率的になるような取組を検討されているのでしょうか。

以上、4点お尋ねします。

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 伊藤久恵議員のマイナンバーカードについての御質問にお答えをいたします。

1点目の現状と対策につきまして、本市では口座情報や保険証情報などの個人情報とマイナンバーとのひもづけ作業を行うに当たって、人為的ミスが起こらないよう正しい手順で適切に端末を操作するとともに、必ず複数人によるチェックを行うことを徹底しております。

これにより、個人情報とマイナンバーとのひもづけに関する誤りなど、マイナンバーに関するトラブルは一切発生しておりません。

なお、多くの自治体がひもづけ作業に係る個別点検を国から求められているところ、本市に対してはその必要がないとの通知を受けております。

引き続き適切に事務を進めるとともに、万が一ひもづけ誤りなどのトラブルが起こった場合は、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

2点目の高齢者施設でのマイナンバーカードの管理につきまして、健康保険証がマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替わることにより、今後、高齢者施設では入所者のマイナンバーカードに係る暗証番号の管理や更新手続、マイナ保険証を持たない人の資格確認書の交付申請など、負担が増えることは否めないものと認識しております。

このような状況を踏まえ、国におきましては、暗証番号の設定が不要なカードを交付可能

とするとともに、マイナ保険証を持たない人に対して5年以内の期間で申請によらず資格確認書を交付するなどの負担軽減に向けた対応策が検討されております。

今後、国から資格確認書の詳細が示され次第、高齢者施設への周知など、市として必要な支援を行ってまいります。

3点目のマイナンバーカードの再発行手続きにつきまして、議員御質問の再交付申請から1週間以内に再発行を行う特急発行については、国が仕組みを構築する方針を示しておりますが、その詳細は発表されておられません。

今後の国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

4点目のマイナンバーカードの利活用につきまして、現在、本市では、戸籍関連の交付申請や認定こども園の利用申請、介護認定の申請など、37の手続きについて、マイナンバーカードを用いたオンラインでの受付を行っております。

今年度からは、新たに自治体マイナポイント事業として、市内に3年以上居住する28歳の市民を対象に3万円相当の自治体マイナポイントを交付する28歳定住奨励事業を行ってまいります。

また、今年度予定するクラウド型被災者支援システムの導入に伴い、災害時の避難所運営について、マイナンバー情報を用いて入退所管理を行うなどの運用を行ってまいります。

さらに、令和6年度にはマイナンバーカードを使用した施設のオンライン予約や図書館の図書の貸出しを開始する予定であり、市有施設の利便性を高めるという取組を進めてまいります。

今後も市民生活の中でさらなる活用が図られるよう、マイナンバーカードの市民カード化を推進してまいります。

以上、伊藤久恵議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

今御答弁の中で、本市で他人の証明書が誤って交付されたということは、今の時点ではないということをお聞きしました。

自分のカードに正しく情報がひもづけされているかどうかを心配されている方もいると思います。これから市民の皆様にとどのような周知がなされるのかなと思っておりまして、9月号の市報に早速載っております、6ページでしたか、マイナンバーカードに不安を感じている人へということで告知がされておりました。また、ホームページ等にもされておりますので、しっかり市民の皆様に見ていただけるといいかなと思っております。

私、平成30年6月定例会でも一般質問でマイナンバー制度の課題についてということで質問いたしました。そのときのカードの普及率は9.0%で10%に満たないという状態だったんですが、現在のマイナンバーカードの普及率はどれくらいになっていますか、お伺いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 申請、交付の状況でございますけれども、令和5年8月20日現在で、申請率につきましては91.2%、交付率につきましては82.2%となっております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

普及率は82.2%、80%を超えているということがよく分かりました。

ただ、この数字というものなんですけど、本当に市民の8割以上の方がマイナンバー制度及びこのマイナンバーのひもづけ拡大とか、それから保険証を廃止しますよとかいうことを本当に支持して作ったのかといえ、そうではないと思うんですね。

マイナンバーカードを作った人に1人2万円分のポイントをあげますよと、この2万円のポイントにつられて急いで作った方も多いたのが実態ではないかなと思うんです。また、便利になると言われて、みんな作っているし、深く理解はしていないけど作らなきゃねと思って作った方もいるかもしれません。

政府は、昨年度のマイナポイントだけでも、昨年度ですね、CMを打ったりとかしました。2兆円の国の予算を使っております。これは、私たちの納めた税金なんです。2兆円です。本当にカードが必要だったのかなと思います。

ここで質問なんですけど、マイナンバーカードの普及がなぜこれほど急速に進んだとお考えなのかお聞きしたいです。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） マイナンバーカードの申請件数の過去の推移を調べてみましたところ、第2弾のマイナポイントを受け取ることができるマイナンバーカードの申請期限というのが令和4年6月30日から令和5年2月28日まででございました。

そのときの期間の申請者数につきましては、それ以前の申請者数と比較すると、大きく増加をしている結果でございます。

ポイントが付与されたことも一つの理由と考えられますが、それに伴いまして休日の申請窓口とか、それから出張申請窓口など、申請しやすく体制を整備したことも理由として考えております。

[8 番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

マイナンバーカードへの理解が進んだということもあると思うんですけども、今起きているマイナンバーカードのトラブルというのについてですけど、こういう政府のそれに対する対応の仕方を支持されていない方が多いなと思うんですね。

NHKの世論調査でもそれは見てとれますが、市の行政としては、国民の不安にこそ寄り添うべきであって、マイナンバーカードへの理解が進んだから普及が進んだなどと簡単にお考えになるとしたら、それは市民感覚とは少しずれているのかなという気がいたします。

やはりポイントをつけるというばらまき政策が普及率を増やした要因だと思います。この普及率の推移を見ても、それを明確に物語っております。

つまり、マイナンバーカードやマイナンバーの利用拡大とかマイナ保険証への一本化、これを市民は支持した上でマイナンバーカードを積極的に利用したくて取得したわけではないということ行政のほうも正しく認識していただきたいと思います。

次に、保険証のマイナンバーカードを作らない方に資格確認書が発行されると言われております。さらに国は令和5年11月、この秋ですね、11月頃をめどに暗証番号の設定が不要なカードの受付を開始するとしています。

これはかえって仕事が複雑・煩雑化してきませんか。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 業務の複雑化になるんではないかという御質問にお答えをさせていただきますと思いますけれども、まだ国のほうから明確に事務の交付に係ります規定が連絡ございませんので、それをきちっと把握をさせていただかないことには、煩雑になるかどうかの確認はできませんので、大変申し訳ございませんけど、ここでお答えすることはできませんのでよろしくお願いいたします。

[8 番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） そうですよ。結局、皆さんの意見を聞いていると、何で今の保険証のままでいかなのやというようなこともよく言われますし、年齢が行った方はこれまでどおり病院でちゃんと受診できるんかということをお不安を感じているという方も少なくはありません。

このNHKの調査の中でも、保険証をなくす、廃止するということをおよとしていたのは22%、そしてもうちょっと先に延ばしてくださいという人が36%、なくすのを撤回してください、戻してくださいという人が35%、延期してほしいとか撤回してほしいという人が7割

を超えているわけです。そういう調査もございます。

一体この混乱の原因は何なのかなという、やっぱり国がマイナンバー制度の説明責任をしっかりと果たさず見切り発車したこと、初めはポイントも5,000円から始まりました。そして最後には2万円になって、それで駆け込んでいるということをしていますよね。何か本当に、今もおっしゃいました詳細はまだ国から出ていない。もう11月ですよ。そういうようなやり方、本当に国のこのやり方が信用できないなと思います。

これは市の議会なのでということなのですが、この一般質問なんですけれども、正直現場で頑張っている市の職員さんとか、そういうのを見ていて、本当に御苦労されているなということをおもいます。指示が本当に明確に出ていないんですね、国から。こういう体制っていいのかなと思うんです。

ですから、マイナンバー制度なんかでも、様々な情報をつけろつけろということでひもづけて、やろうと思えば一元管理もできるという状態、この状態をつくるということがいかに危険なのかということについてもしっかりと説明して、そして国民、市民の声を聞いて、やはり行き過ぎたデジタル化というんですか、考え直してみることが大切なんじゃないかなと思います。

それから、通告書の中でもちょっと申し上げたんですけど、デジタル庁は責任を負わないという文面、マイナポータルのところですが、利用規約には、第26条にマイナポータルの利用に当たり、利用者本人または第三者が被った損害について、デジタル庁の過失でないときはということですよ、デジタル庁は責任を負わないものとしますとあるんですよ。

例えば、医療現場で万一ですけど、その誤った登録によって住民が命を失うようなことが、そんな重大な損失が発生した場合、この損害の賠償というのはどのようになされることになるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 議員御質問、心配されるように、重大な損失が発生した場合という想定でございますけれども、まずはそういった重大な事故が発生しないことが重要でございます。間違った情報がひもづけられていないか、御自身で確認をしていただくことが必要だと考えております。

保険証情報とか公金受取口座など、御自身で確認する方法をホームページで周知するとともに、市民課におきまして確認の申請をお手伝いさせていただいておりますので、市民の皆さんの不安の解消をそういった点で図ってまいりたいと考えております。

なお、損害賠償とかに関しましては、いろんな事案が想定されますので、この場でお答えはいたしかねるということでございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） そうですよ。未然に防ぐということは当然のことですし、もし起きたとしても、裁判によることになるということで一概にお答えできないと思うんです。

でも、これを読んでいて思うんですよ。これは本市が多大な賠償責任を負う可能性だっ
てあるということなんです。こんなポイントをあげますというばらまきで無理やり普及
率を急上昇させて、地方行政に負担をかけた上でトラブルが起きて、デジタル庁、国は責
任を負わない。場合によっては市の行政が責任を負わされかねないし、また窓口で対応し
た職員が責任を追及されるかもしれませんし、また市民が自己責任ですからというふうと言
われかねないということだと思えますよ。

そういうことも市民に知らせなければいけないんじゃないですか。

次です。

マイナンバーカードの推進方法についてなんですけど、マイナンバーカードの普及ため、
2万円のポイントをあげるとか、また本市においても、マイナンバーカードを作ったら上
乗せ3,000円分商品券を渡すという補正予算が組まれましたが、お金をちらつかせて進める
そのやり方、私は本当に断固反対です。その都度反対討論もさせていただきました。それは
なぜかという、真面目に汗を流して働いている正直者がばかを見るからです。政府の采配
一つで働かずしてお金をいただける社会が本当に優しい社会なのではないでしょうか。もう甚だ疑問
であります。ばらまきは全部税金です。努力した人が報われる社会、公平に報われる社会、
一生懸命に自助努力して、こつこつ働いた、そういう精神が大切であるということ。次なる
世代に教育して手本を見せていくことが政治のやり方じゃないんでしょうかね。

こういったばらまき政策をどんどん打ってきますけど、市長はどのようにお考えですか。
答弁を求めます。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） ただいまの御質問につきましては、私のほうからお答えを
させていただきますと思います。

マイナンバーカードを取得された方への商品券の配付につきましては、カードの普及促進、
それからコロナ禍で落ち込んでいる地域社会の活性化を図る目的で配付をさせていただいた
ものであります。

事業実施に当たりまして、カードの普及促進と地域社会の活性化に一定の成果はあったと
考えております。

なお、ばらまきという認識ということではございません。

〔8番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） 分かります。おっしゃることも分かりますけど、例えば大恐慌が起きたときとかバブルが崩壊した、それとかあとリーマンショックであるとかそういう本当に恐慌が起きたときというのは、確かにケインズ経済学とって、そうやってたくさんのお金を一斉にばらまいたりすることによって活性化して社会が盛り上がると、経済がよくなるという事は分かります。

しかし、それを何回も何回も繰り返していませんか。いつもその政策でやっていて、本当に経済はよくなっているんですか、今の日本。なっていないと思うんですよね。

これからも多額の予算をかけてこのマイナンバーがどんどん進められていくんだなと思うんですけど、その予算をかければ、将来これだけの行政の効率化を生んで、これまではできなかった別の市民サービスに予算を回しますよというような費用対効果が明確になるような話はないんですよね。

市民の側からすれば、多額の予算をそうやって使う以上、行政の効率化が進んで、これまで以上に市民へのサービスが向上していくということはとても重要なことなんですよね。投じた予算に見合った行政の効率化や市民サービスの向上につながっていくのか、今後も厳しく見ていきたいと思えます。

それから次ですが、これは確認なんですけれども、マイナンバーカードを作らなければ銀行口座にはひもづけされないのでしょうか。

年金受け取りや児童手当などの給付金を受け取っている方、またこれまでにコロナ関係の給付金を受け取った口座でも、カードを作っていないとすればひもづけされることはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） ひもづけされることはございません。

〔8番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

これは結構聞かれる方が多いので、皆さんにしっかりカードを作っていなかったら大丈夫だよということをお伝えいたします。

最後になりますが、母子健康手帳に関してですが、これは通告書の中にも書きましたけど、母と子をつなぐ大切な手帳だと思うんです。予防接種であるとか健診等の成長の記録とか、自分ですと、何歳頃に歯が生えましたとか、立って歩きましたとかそんなこと、思い出が詰まっているんですけれども、ぜひ残してほしいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 現在の母子健康手帳を残してほしいという御質問に対してお

答えをさせていただきたいと思います。

母子健康手帳につきましては、昭和17年に妊産婦手帳として日本で初めて発行されたものであるというふうに認識しております。

議員仰せの紙の手帳を残してほしいという御意見につきましては、令和3年に国が実施をされました母子健康手帳等に関する意見を聴く会、その場におきまして、やはり紙の母子健康手帳と、また電子的な母子健康手帳の併用を求める意見が多くあったということにつきましては、認識はさせていただいております。

ただ、母子保健情報のデジタル化に伴いまして、紙の母子健康手帳が廃止されるといった情報につきましては承知しておりません。今後、引き続きまして国の動向等を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

[8番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 伊藤久恵君。

○8番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

マイナンバー自体が国のということで、やはり市が発行しているということで、母子健康手帳に関してですけど、難しいところはあるかもしれませんが、そういう意見をまた市長のほうからも市長会等がございましたらまた上げていただけるとうれしかなと思います。

今日は本当にちょっと厳しい感じの質問をさせていただきましたけれども、マイナンバーカードについての質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで伊藤久恵君の質問を終わります。

◇ 松 岡 唯 史 君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、10番 松岡唯史君の質問を許可します。

松岡唯史君。

[10番 松岡唯史君 質問席へ]

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

要旨1. 企業誘致について、質問相手は市長です。

①来年度4月に、海津町地域の小学校5校を統合して、海津小学校を現高須小学校へ開校するため、高須小学校を除く4校が統合に伴い小学校としての役割を終えます。

そこで、本市は、海津市廃校施設利活用方針（案）を策定し、今年6月から7月にかけて地域説明会の開催やパブリックコメントの実施により、同方針案の周知や同方針案に対する市民の方の御意見を伺ってきたと認識をしております。

同方針案によりますと、利活用に当たっての配慮事項として、地域防災や地域の意向を配

慮するとのことであり、また各校の体育館は、指定避難所及び地域の活動の場としての利活用を最優先とする方針のため、原則として利活用の対象から除外するとしております。その上で検討の優先順位は、地域による利活用を最優先とし、地域による利活用が見込まれない場合に行政としての利活用を、これらが見込まれない場合に民間事業者等による利活用を公募し、地域活性化や本市の利益にかなうと認められるものについて、有償あるいは無償による譲渡や貸付けを検討するとしています。

しかし、吉里小学校に関しては、民間事業者が同施設に興味を示していることから、民間事業者による利活用を優先する方針である旨を地域説明会で明らかにされたと同っております。しかも体育館についても利活用される計画であるとのことであります。

そこで、なぜ同施設のみ同方針案の原則から外れるような計画を進めようとしているのかということも含め、これまでの同施設の利活用方針をめぐる経緯及び地域住民の方からはどのような意見が出されているのか、また今後の方針についてお尋ねをします。

②総務省によると、地方公共団体が誘致したサテライトオフィス開設数は年々上昇傾向にあり、令和3年度末時点では1,348か所となっています。

サテライトオフィスとは、本社から離れた場所に構えるオフィスのことで、都市部に本社がある企業が地方にサテライトオフィスを設置したりするケースなどがあり、従業員にとっては通勤時間の削減やプライベート時間の確保、地元の活動を楽しむといったメリットがあります。

また、自治体にとっては、サテライトオフィス誘致ができれば、家賃収入だけでなく、従業員の継続的訪問による交流人口・関係人口の増加や雇用増加等、地域への経済波及効果が期待されることや、さらに従業員がその地域に移住したり、地域内の廃校や古民家等を活用する事例も増えてきているとのことから、サテライトオフィス誘致は本市活性化の手段としての可能性を秘めているとも言えるかと思えます。

そこで、サテライトオフィス誘致に対する本市の認識と今後の方針についてお尋ねをします。

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 松岡唯史議員の企業誘致についての御質問にお答えをいたします。

1点目の閉校後の小学校施設の利活用につきまして、本市では、平成17年の市の合併以来、急速な人口減少が続いており、令和4年4月には、旧平田町地域が岐阜県の平野部として初めて過疎地域の指定を受けたところであります。

あわせて、極端な少子化が進んでおり、令和3年度の本市の合計特殊出生率は0.96と、全

国平均の1.30、県平均の1.40と比べ著しく低い水準にあります。

また、県内21市の中で最も低い値であり、あらゆる少子化対策に今すぐ取り組まなければならない喫緊の課題であるとの強い危機感を抱いております。

様々な機会に申し上げるとおり、本市の人口減少の最大の要因は、20代、30代を中心とする若い世代の市外への転出であります。

若い世代は、暮らしやすさ、働きやすさ、子育てのしやすさなど様々な点を比較し、自らの居住地を選んでいます。

その中で特に大きな課題となっているのが働きやすさの点であり、市内に働き口が少なく、新たな雇用が生まれにくいことが子育て世代の流出を招いている最大の原因であります。

このため、雇用の創出こそが今まさに取り組まなければならない最大の課題であるとの思いから、駒野工業団地への進出企業が決定した後も企業誘致の歩みを止めることなく、スピード感を持って様々な企業に対して本市への進出を働きかけているところであります。

そのような折、海津町地域4校の廃校施設の利活用に向けたプロセスを検討する中で、吉里小学校の利活用について強い関心を示す企業が現れたところであります。

その企業は、年間売上高が400億円を超える食品製造業の大手であり、計画ではグラウンドに工場を新設するとともに、校舎の一部を事務所として、また体育館を原材料等の保管庫として活用するため、学校施設全体の譲受けを希望しております。

投資総額は40億円を超え、また約100人に及ぶ地元雇用を予定しており、税収の増だけでなく、雇用の創出や地元事業者の需要拡大など、経済効果は極めて大きいと見込んでおります。

加えて、海津市産の農産物を原材料として使用していただける可能性が十分にあり、本市の大切な産業である農業の振興にもつながると期待しております。

企業の立地戦略は、市場情勢などで絶え間なく変化するところであり、企業が求めるこのタイミングを逃すことなく、着実に誘致の実現につなげてまいりたいと考えております。

なお、このようにその利活用について企業が注目する吉里小学校は、立地条件や施設規模などの点において、多くの企業にとって大変魅力的な条件が整っているものと考えております。

このため、そのほかにも優良な企業から雇用創出や地域の活性化に向けた事業提案がある可能性もあることから、幅広く公募により進出企業を募ってまいります。今後、公募を行った上で候補者となる事業者を選定し、12月をめどに地元説明会を開催する予定であります。その上で、地域、市、事業者との間で協議を進め、今年度中に進出企業を決定したいと考えております。

もちろん誘致については、地元の御理解を得ながら進めるべきものであると考えておりま

す。このため、これまでも地元説明会を2回開催し、それまでの経緯や今後のスケジュールなどを説明してまいりました。その際、地域の皆様からは、企業誘致に賛成し、雇用の創出に期待する声が多くあった一方で、現在学校施設が担っている地域コミュニティの場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難所としての役割がなくなることへの不安の声が寄せられたところでもあります。こうした御意見に対しては、可能な限り代替施設を用意して、地元の負担をなくせるようしっかりと丁寧に対応してまいります。

今後につきましても、公募により選定する事業者と一緒に説明会を開催するなど、地域の皆様の御意見に真摯に耳を傾け、地域に寄り添いながら学校施設の利活用を進めてまいります。

2点目のサテライトオフィスの誘致につきましても、本市が企業誘致を進めるに当たっては、特定の業種に限定することなく、門戸を広げ、様々な企業からの提案を受けながら進出計画の将来性を見極めることが重要と考えております。

こうした観点から、議員御提案のサテライトオフィスの誘致につきましても選択肢の一つと考えており、企業誘致の取組の中で検討してまいります。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

市長の今の御答弁であります。本市の人口減少という問題に対して、特に雇用の創出が最も重要な課題であると、そういった認識の下、今回、吉里小学校に関しては民間企業が興味を示し、かつその企業が魅力的で、またタイミングも重要であるということから民間企業の利活用を最優先にという御説明だったかと私は思っております。

民間企業の利活用、民間企業の誘致に当たりましては当然タイミングというものも必要になってくるわけでありまして、私もその点については理解をしているつもりであります。

また、先ほどの御答弁で上げられておりました幾つかのメリット、雇用創出ですとか税収増といったメリットも当然あるかと思えますし、地域経済の活性化にもつながると思っております。

ただ、企業誘致というのはその全てがメリットだらけ、ばら色というわけではなくて、当然デメリットの部分もあるわけでありまして、その部分に関して市はどのように認識をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 産業経済部次長 菱田登君。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） 再質問に対してお答えさせていただきます。

す。

地域のデメリットとしてまず想定されますのが、騒音、振動、悪臭などといった公害があります。進出企業が決定するのはもう少し後のことになりますが、決定した後は駒野工業団地のときと同様、進出企業と本市との間で企業立地に関する協定書を締結して、その中で環境の保全とか公害や災害の防止に関する配慮などについて記載していくべきと考えております。

もし周辺の自治会から要請等があれば、企業側と地元自治会との間で環境保全協定、これは昔でいう公害防止協定ですね、これも締結することも検討する必要があると考えております。

デメリットの2つ目としましては、やはり自動車交通量の増加が上げられます。業種を問わず、工場ができましたら通勤の車両とかトラック等の業務用車両、出入りがたくさん行われることとなりますので、例えばどの時間帯にどの方面からどのくらい車両がやってくるのか、よく把握する必要がありますので、しかる後に必要に応じて危険箇所等への安全対策を指導してまいりたいと思います。

そのほかとしまして、例えば地下水の問題がありまして、くみ上げた地下水で食材などを洗浄して排水をするわけですが、その際は水質汚濁などが発生しないように、法令を十分遵守する旨適切に指導してまいります。

それから、地下水のくみ上げの問題もございまして、一般的には地盤沈下の可能性が伴うこととされておりますけれども、市内で類似のケースがあるかどうかよく調べた上で適切な説明を行いまして、地元の皆様に御安心いただくことはできると考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

今御答弁されたこと、特に公害に対する懸念などにつきましては、誘致してからトラブルになることがないように、企業への指導、連携ももちろんであります。周辺の住民の方への丁寧な周知、対話というものをさせていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それともう一つ再質問したいんですけれども、御答弁の中で、市民の方からの学校施設が担っている役割、こういったものがなくなることへの不安の声に対して、代替施設を可能な限り準備していくと、用意していくというような御答弁があったかと思っております。

具体的な代替施設案について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 産業経済部次長 菱田登君。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） 再質問に答えさせていただきます。

仮に吉里小学校が民間事業者の利活用の場となりました場合、本市の対応策として主に3つ上げられます。

1つ目ですが、すぐお隣に吉里幼稚園、これを大規模改修しまして、地域コミュニティ活動の場並びに避難場所として再生すること、これが上げられます。

それから2つ目に、既存の校舎の一部を避難スペースとして有効活用できるように民間事業者と協議をしまして、最終的には協定まで持っていきたいということがございます。

そして最後、3つ目ですが、グラウンドにつきましては、代わりに廃校になります学校のグラウンドを社会体育施設として位置づけし直して、市民の皆様の御利用を可能とすると。

この3つの対応案を考えておまして、これにつきましては8月22日の吉里地区の地域説明会におきましてもおおむねの方針について御説明をしたところでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 今、避難所の代替施設、代替案についても御説明いただいたんですけども、避難所の問題について再質問させていただきたいと思えます。

学校といいますのは、体育館も含めて指定緊急避難場所、指定避難所となっているわけでありまして、今回の企業誘致に伴って、先ほどおっしゃられたような代替施設を用意したとしても収容可能人数というのは減ることになるのではないかと思います、この点に関しまして、市としてはどのような認識なのか、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤 誠君） 総務課長 伊藤聡君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） 議員仰せの廃校となる全ての小学校につきましては、地域防災計画において指定避難所として指定しております。

廃校となる小学校の今後の活用については現在決まっておりませんが、仮に民間事業者の活用となった場合は、協定等により災害時に避難所として利用できるようにしてまいりたいと考えております。

もし利用できない、または収容人数が減る場合は、地域防災計画の必要な見直しをするとともに、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、可能な限り代替施設を用意するなど丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

具体的には吉里小学校の場合であれば、先ほども再質問のところでお答えしましたが、旧吉里幼稚園をコミュニティの場として改修するなどを行い、災害時の避難所として利用できるようにすることや、耐震補強工事等を現在予定しております平田体育館を工事完了後に指定避難所として新たに指定することなどが考えられます。

このように新たな指定避難所の指定などを行い、避難所の確保をしっかりとってまいりたい

と考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 今御答弁いただいたんですけれども、ちょっと私分らないのでもう一回聞きたいんですが、収容可能人数というのは減ることは間違いないと思うんです。民間が利活用するにせよ、地域、行政が利活用するにせよ。その減ることについて可能な限りとおっしゃいますけど、それを維持していくのか、それとも少なくなってもしょうがないというような認識なのか、どのような計画というか考え方なのか教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 防災専門官 兒玉靖君。

○総務部総務課防災危機管理室長兼防災専門官（兒玉 靖君） 避難所の収容人数が減るということについてのお答えをさせていただきます。

現在の海津市内の避難所収容人数の総数が1万6,355人であります。仮に吉里小学校が避難所として使用できなくなった場合は580人の減となりますが、県の発表しております南海トラフ巨大地震被害想定調査概要版によりますと、養老―桑名―四日市断層地震の避難者数の想定は1万352人ということで、吉里小学校の580人が、収容の数が減っても1万5,775人が収容できるということで、南海トラフ巨大地震で想定される1万352人については収容できるという考えであります。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） すみません、もう少し確認したいんですけど、吉里小が減るとしても代替施設なりほかの小学校なり近隣の学校なり指定避難所に行くことによってカバーされるという、そういうことなんですか。

○議長（伊藤 誠君） 防災専門官 兒玉靖君。

○総務部総務課防災危機管理室長兼防災専門官（兒玉 靖君） 市全体としてカバーできるという認識をしております。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございました。

私が今回取り上げた吉里小学校への企業誘致であります、市にとって魅力的で、また地域の住民の方からも賛成の声が多かったと、そういった御答弁でありました。

ただ、先ほどお尋ねをしました避難所をどうするのかといった観点ですとか、グラウンドが少年野球には一番適した広さ、施設であるといったことから、民間企業に売却するのは反対だと、そういった御意見も私の元にはいただいております。

また、そもそも学校といいますのは、歴史のある、そして愛着のある施設でありますので、利活用するにはやはり丁寧な説明ですとか対話というものが求められていると思います。

ほかの学校も含めまして、一番は地域の住民の方の理解だと思っておりますので、どのように利活用するのかに関わらず、地域の皆さんの御納得が得られるように、丁寧に進めていただきますよう努めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

もう一つ、サテライトオフィスに関してであります。廃校の利活用にも生かせるのではないかなあと私は思っております。

ただ、やはり企業のニーズがあるかどうかというのが最も課題であると思っておりますし、重要どころかと思っておりますので、ニーズ調査、先進事例の研究などをやっていただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（伊藤 誠君） 今、質問の途中ですが、総務部長より発言を求められておりますので、質問者に許可をいただきたいんですが、よろしいですか。

○10番（松岡唯史君） はい、結構です。

○議長（伊藤 誠君） 総務部長 大橋隆幸君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（大橋隆幸君） 避難所につきまして、一点だけ追加させていただきます。

吉里小学校につきましては、吉里小学校が使えなくなる場合が今後の利活用で可能性があるんですけども、それにつきまして近くに平田中学校、また吉里地区につきましては、南のほうにつきましては日新中学校もございます。今まで避難所開設につきましては、まず小学校を開設するというをやっておりましたけれども、今後は平田中学校、日新中学校も一番最初の避難所開設する場所としてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。ちょっと追加ということでよろしく願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君、引き続きどうぞ。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、今のところについては私としては以上ですので、次の2点目に移りたいと思います。

要旨2. パワハラについて、質問相手は市長であります。

前回、定例会の一般質問におきまして、過去2か年度における市職員のハラスメントの有無を尋ねたところ、「パワハラの相談が2件あったが、対応フローに基づき当事者への指導や配置転換を行った」旨の答弁をされました。また、今後の対策として、ハラスメント研修を行ったとのことでありました。

一方、一般質問を視聴されたり、議会報告などを見聞きされた複数の市民の方からは、「パワハラ行為者に対してどのような処分をしたのか。指針に基づいた処分をせずに注意程

度で済ませているのなら、執行部の問題ではないのか」「幾ら職員を採用してもパワハラがあるのなら、また職員が辞めてしまうのではないのか。第三者機関を設置するなどして問題を追及すべきだ」といった御意見をいただきました。

そこで、「ハラスメントは人権侵害であり、個人と組織の双方に甚大な被害を与えるものである」「市職員が市民から信頼されていることが、行政の基盤である」という私自身の認識の下、次の点についてお尋ねをします。

①「海津市職員に対する懲戒処分の指針」において、「職権、情報、技術等を背景として、特定の職員等に対して、人格と尊厳を侵害する言動を繰り返し、相手が強度の心的ストレスを重積させたことによって心身に故障を生じ、職務に就けない状況を招いた場合」は、「免職や停職」、「職権、情報、技術等を背景として、職員等への人格と尊厳を侵害する言動を繰り返して、職務の円滑な遂行を妨げるなど就業環境を悪化させた場合」には「停職、減給、戒告」といった処分が下される旨の記載がされております。

そこで、過去2か年度でパワハラに関する相談のあった2件について、相談内容及び行為者への処分についてお尋ねをするとともに、パワハラに関する相談窓口や相談体制、対応フローについて説明を求めます。

②この間、他自治体における町長や副市長等のハラスメント疑惑に関する報道を目にします。一方で、海津市職員に対する懲戒処分の指針の対象は一般職職員であり、特別職（市長や副市長、教育長）への懲戒処分については地方公務員法の適用がないため、地方自治法施行規程によることになると認識をしております。

そこで、あってはならないことですが、本市において特別職がパワハラ等のハラスメントを起こした場合の対応及び処分はどのように定められているのかをお尋ねします。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 松岡唯史議員のパワハラについての御質問にお答えをいたします。

1点目の過去2か年度の相談内容と対応につきまして、国家公務員のパワー・ハラスメントの防止等に関する人事院規則におきまして、パワハラは「職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、職員の人格もしくは尊厳を害し、または職員の勤務環境を害することとなるもの」と定義されており、海津市職員のハラスメントの防止及び対応に関する指針におきましても、同様に定義しております。

御質問の2件の相談につきましては、いずれも上司または先輩職員からの業務に関する指導をめぐるものであります。

その詳細を確認した結果、これらの行為については、職務上の指導の範囲を超えるものでなく、また相談者の人格や尊厳、勤務環境を害するものでなかったことから、パワハラと認定しておらず、行為者への処分は行っておりません。

しかしながら、威圧的な口調での指導であったことを踏まえ、注意、配置転換等の対応を行ったところであります。

次に、ハラスメントに関する相談体制と対応フローにつきまして、職員からのハラスメントに関する相談は秘書広報課が窓口となり、原則として相談者が希望する性別の職員2名で対応に当たることとしております。

対応フローといたしましては、まず相談者から事案内容を聴取し、相談者の求める対応を確認いたします。その後、必要に応じて行為者や周囲の職員に対する聞き取り調査を行い、その結果を基に必要な指導を行います。

また、行為者に対する処分が必要な場合は、海津市職員に対する懲戒処分の指針に基づく職員懲戒審査委員会を開催し、その意見を踏まえて処分内容を決定することとしております。

2点目の特別職によるハラスメントにつきまして、私を除く特別職については、ハラスメントの疑いのある事案が発生した場合、地方自治法施行規程に基づく職員懲戒審査委員会を開催いたします。この委員会においてハラスメントの事実が認定された場合、免職、過怠金、または譴責による懲戒処分を行うこととなります。

また、市長である私につきましては、法令等の定めがないことから、必要に応じまして第三者委員会を立ち上げ、その調査の結果に応じて自ら判断してまいります。

以上、松岡唯史議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

まずパワハラ相談に対する対応について再質問をさせていただきますが、先ほどの御答弁では、結局、市としては相談のあった2件ともパワハラと認めていない、パワハラには該当しないという認識だったのでしょうか、確認をしたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 秘書広報課長 奥村孝司君。

○総務部秘書広報課長（奥村孝司君） 2件の相談の対応についてお答えをさせていただきます。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、2件の相談については、パワハラと認定をしておりません。このことに対して、相談者等から苦情等はございません。

また、相談者へはフォローアップとして、その後の状況等について聞き取りを行っており

ます。相談者からは、相談をした以降については威圧的な口調での指導はないとの確認をしております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 具体的な事案が分からないので、何とも言えない部分はありますけれども、人事院によりますと、パワハラになり得る言動といたしまして、暴言、名誉毀損、侮辱ですとか執拗な非難、威圧的な行為も上げられております。

先ほど御答弁の中で、職務上の指導の範囲内とおっしゃいましたけれども、業務指示などの内容が適切であったとしても、その手段ですとか対応等が適切ではないものについてはパワハラになり得ます。

もう一度確認させていただきたいんですが、行為者がこうした言動等をしていないということだったのでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 秘書広報課長 奥村孝司君。

○総務部秘書広報課長（奥村孝司君） お答えします。

相談内容を確認したところ、そういったことはございませんでした。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

私が何度もなぜ尋ねるのかといいますと、パワハラをする人によっては、その人との関係の中ではパワハラは収まったとしても、また別の人にパワハラをすとか、また別の部署に行って、同じようなことをするといったことも考えられるわけであります。

それは、1つとして処分されないことによって、行為者がパワハラと認識せずに同じような指導を繰り返してしまうといったこともあり得るんじゃないかなあと思っているからであります。

ですので、窓口であります秘書広報課におきましては、相談に対して毅然とした態度で厳正な対応で臨んでいただきたいと思います。

もう一つ、再質問といいますか、提案をさせていただきたいのですが、市民の方から御提案をいただきました第三者機関の設置については、ハラスメントが発生したときに客観性を確保しつつ適切に対処する手段として私は有効かと考えております。

現在、一般職の職員がパワハラをした場合には、懲戒審査委員会を設置して処分を下すことになるかと思っておりますけれども、海津市職員懲戒取扱規則によりますと、懲戒審査委員会といいますのは、委員長を副市長としまして、委員は部局長となっており、内部のみのメンバー構成となっているかと思っております。

そこで、例えばこの懲戒審査委員会に第三者を加えることができるようにしたり、もしくはこの委員会とは別に第三者委員会を設置することができるようにしておいて、相談者、被害者本人が希望すれば第三者が対応とか処分に関与できるように、そういったことができるような仕組みをつくったらどうかと思うのですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 総務部長 大橋隆幸君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（大橋隆幸君） ただいまの御質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

海津市職員懲戒取扱規則等の改正につきましては、他市町でも議員が仰せられるように、委員会の審議に必要な場合は、弁護士等有識者から意見を徴することができるように規定している事例があるということと、もう一つ言われたように、ハラスメント専用の規則を設けているところもあります。

それで、本市におきましては、今後審査の決定が難しい場合も想定されること等がありますので、第三者の意見を取り入れることに関して、規則改正を検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

前回の一般質問で、私はパワハラを防止するためには、職員一人ひとりの互いの人格を尊重して、自らがパワハラをしないと強く意識することが大切だと言いましたけれども、もう一つパワハラに対する理解、認識をしっかり持つことも大切だと改めて感じております。

部下を指導するのは上司の重要な役割ではありますが、相手の性格ですとか能力を十分に見極めたり、受け止め方は世代、または個人によって異なるということを考えて指導に当たっていただけたらと思っております。

そして、パワハラをはじめハラスメントのない生き生きとした職場環境で、市民の期待に応えていただけるようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（伊藤 誠君） これで松岡唯史君の質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩といたします。

(午前11時40分)

○議長（伊藤 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後0時58分)

◇ 北 村 富 男 君

○議長（伊藤 誠君） 3番 北村富男君の質問を許可します。

北村富男君。

〔3番 北村富男君 質問席へ〕

○3番（北村富男君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を通告書に従って質問いたします。

要旨1. 人口減少対策に効果的な住環境の整備について、質問相手は市長です。

質問内容1. 人口減少対策に効果的な住環境の整備について。

海津市第2次総合計画後期基本計画におけるまちづくりに向けた海津イレブン重点施策4には、住環境の整備の基本方針として、「市外への転出抑制、移住・定住人口の増加に向けて、民間活力を活用しながら様々なニーズに応える住環境の整備を促進します。また、住宅ニーズの受皿として、空き家の利活用に努めます」と示されています。

近年、人口減少対策として、他の自治体も移住・定住事業を様々な形で展開されています。他市町の例を少し紹介させていただくと、昨年の岐阜新聞掲載記事になりますが、加茂郡富加町の通称「ジャストタウン事業」。富加町はのどかな田園風景の広がる生活環境と東海環状自動車道富加関インターチェンジや東海北陸自動車道関インターチェンジの近くで、都市への交通アクセスのよさをPR。車社会のベッドタウンとして「ちょうどいい」「ジャストタウン」を合い言葉に、人口増加策を進められてきました。

子育て世代への移住定住策として進めたのが、町有地を住宅用地として造成し分譲販売する遊休町有地有効活用事業であり、今までに23区画を整備し分譲されています。隣接地と比べて土地の価格が安いため、「同じ予算でも広い土地で暮らせる」と人気を集め、加えて町内に住宅を建築した場合に支給される「町定住奨励金制度」もあり、人口増加に大きく寄与していると考えられます。

それによって、小・中学校に通う児童・生徒増加率は30.8%で、県内42市町村で一番高かったそうです。住みやすさと手厚い支援の両方が評価され、子育て世代に選ばれていると考えられます。

本市においても、令和5年度予算には、新たに若い世代の移住定住促進に焦点を当てた事業が多く見られ、昨年度に引き続き子育て世代に選ばれるまちづくりに向けて積極的な投資を実施、加速されることと認識しております。

令和4年第1回定例会において、人口減少対策事業と都市計画マスタープランについて質問させていただきました。その中で、20年後のまちの姿を見据え、「多世代が安心して生活できる環境を整え、にぎわいと活力のある持続的なまちづくり」を目指し、海津市都市計画マスタープランの策定を進めるとされました。また、市営住宅の跡地については、住宅用地として売却を進めていくとの答弁をいただきました。

企業誘致により新しい企業の進出が決まり、当然新しい雇用も期待される今、移住定住の促進には住環境の整備は大変重要だと考えます。

しかしながら、本市には若い世代に向けた住環境の整備がまだまだ不十分ではないかと思えます。その背景には様々な問題があることは理解しております。本市の農地の大部分は農業振興地域の農用地区域に指定されており、転用するには高いハードルがあるということです。土地はあっても地目変更ができない、時間がかかり過ぎるといった理由で、近隣の市町に家を購入されたと市民の方から聞くことがあります。

現在取り組まれている人口減少対策は、移住・定住、企業誘致、子育て支援、田舎暮らし体験事業、新たにマッチングアプリを使った婚活支援等、どれも大変魅力的なものです。その人口減少対策事業の効果をより高めるためにも、住環境の整備が大変重要になるのではないのでしょうか。

そこで、以下2点質問いたします。

①人口減少対策に効果的な住環境の整備と、市営住宅跡地、公共施設跡地を含めた市有地の活用についての現状と今後の計画について教えてください。

②今後、市が住宅用地の造成や分譲、または官民連携による住宅整備のお考えはないのでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 北村富男議員の住宅用地の確保についての御質問にお答えをいたします。

これまで本市では、将来的に活用が見込まれない市有地のうち、住宅用地に適したものにつきましては、用途を住宅用地に限定して民間への売却を進めるなど、その確保に取り組んできたところであります。

しかしながら、市道の認定要件や分譲住宅地の開発費用などが課題となり、売却が進まない現状でありました。このため、本市では市道の認定要件の見直しを進めてきたところであります。

具体的には、これまで分譲住宅地内の道路につきましては、各区画に接するとともに、行き止まりでないことが市道として認定するための要件の一つとなっておりますが、これによる開発事業者の負担を軽減するため、住宅地の開発に限り、こうした要件を緩和することとし、本年度からその運用を開始したところであります。

また、戸建て分譲住宅地の開発を支援するため、令和3年度に創設をいたしました宅地造成支援補助金につきまして、その対象要件となる分譲住宅地の区画数を緩和し、住宅用分譲

地開発の促進を図ったところであります。

これらの見直しが実を結び、売却を進めておりました城跡住宅跡地につきましては、本年7月に民間事業者が購入し、今後6区画の住宅用地として分譲される予定となっております。

今後はこの城跡住宅跡地の売却をモデルケースとして、残る東大城住宅跡地と山の手住宅跡地につきましても住宅用地として順次売却してまいります。

また、住宅用地に適した他の市有地につきましても同様に売却を進めるとともに、民間事業者の御意見を踏まえながら、民有地における分譲住宅地の開発を促進してまいります。

あわせて、さらなる要件の緩和や補助制度の拡充について、他の自治体の先進事例を参考に検討を行い、住宅用地の確保に取り組んでまいります。

以上、北村富男議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

重点施策の一つとして掲げられた住環境の整備、民間活力を活用しながら様々なニーズに応える住環境の整備を促進していくとされ、また都市計画マスタープランも策定されましたが、住環境の整備について新たな計画はないということで残念であります。

しかし、市有地の活用については、城跡住宅跡地が7月に売却され、6区画分譲予定が決まったということで大変うれしく思います。

そこで、宅地造成支援補助金の対象要件を緩和したとのことでしたが、これまでの実績、内容について教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 企画財政課長 山崎賢二君。

○総務部企画財政課長（山崎賢二君） お答えいたします。

宅地造成支援補助金、この制度につきましては、令和3年度に創設をしてまいりましたが、これまでの事業実績はございませんでした。

今後は城跡住宅跡地を購入された事業者によりまして申請があるものというふうに考えているところでございます。

内容につきましては、対象事業でございますけれども、こちらは戸建ての分譲用宅地の開発をするという事業者が行う事業というものと、分譲用の宅地が2区画以上ということでございまして、1区画当たりの面積が165平方メートル以上であることと、それから分譲用宅地が開発後も居宅、住宅になっているということが上げられます。1区画当たりの補助額につきましては、上限が35万円というふうになっております。

今年度から緩和したのは、一団の分譲用宅地、これまでは4区画としておりましたが、今

年度から2区画というふうに条件を緩和させていただいたところでございます。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

それでは、城跡住宅跡地の売却先は市内の業者ですか。また、いつ頃分譲されるのか教えていただけますか。

○議長（伊藤 誠君） 総務課長 伊藤聡君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） お答えします。

売却先につきましては、市外の不動産会社で、石川県金沢市に本社があります株式会社さくらでございます。

分譲予定時期につきましては、本年中に工事を終え、来年初めには分譲を始める計画であると聞いております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

もう一点、残る東大城住宅跡地と山の手住宅跡地については、いつ頃までに売却をする予定なのか教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 建設水道部長 中村勝豊君。

○建設水道部長（中村勝豊君） 東大城住宅跡地と山の手住宅跡地についての売却予定についてお答えいたします。

東大城住宅跡地は、令和4年度に用途廃止を行い、取壊しを行っております。売却に当たりましては、その敷地内に消防倉庫があり今後も使用することから、分筆し売却予定地を確定することが必要となりました。現在分筆に係る登記作業を進めておりますが、その中で隣地との境界確定作業におきまして、法務局の公図に一部不接合箇所があることが判明したことから、現在関係者とその是正を行っております。その是正終了後に住宅用地として売却を進める予定です。

次に、山の手住宅跡地は用途廃止済みで、年内に取壊しを行います。用地売却につきましては、この用地の1区画に岐阜県の警察官舎があり、その官舎の取壊しをもちまして一括した売却を現在予定しております。

しかし、現在も官舎を利用されている方も見えることから、今後も県に官舎の取壊しにつきまして確認をしております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

各跡地、いろいろな問題があるようですので、すぐに売却ということにはならないと思います。スピード感を持ってさらに取り組み、民間事業者への働きかけをお願いします。

前回の一般質問において、片野議員からも同様の質問があったかと思いますが、駒野工業団地の企業誘致により新しい雇用も期待される今、なかなか進まない住宅用地の整備について残念な思いと、このチャンスを逃してはならないという思いから、重ねての質問になりました。難しい問題ではあると思いますが、現在取り組まれている人口減少対策をより効果的にするためには、必ず住む場所の確保が必要です。

海津市職場ガイドによりますと、株式会社ジーテクト様は、令和5年3月採用実績で大卒13名、高卒15名、令和6年3月採用見込み、大卒20名、高卒20名程度となっております。本市における単身者向けの賃貸物件も多くはありません。新しく雇用される方々に選んでもらえる場所が少なく、他市町から通われることになれば定住にはつながりません。

そこで、企業誘致を進める際、企業様から住宅地や賃貸物件などについての相談はありましたか。また、本市から住宅地や賃貸物件等について、提案、または紹介などされたのか併せて教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 産業経済部次長 菱田登君。

○産業経済部次長（企業誘致担当）（菱田 登君） 再質問にお答えいたします。

今回駒野工業団地への進出が決定した株式会社リボン、株式会社ジーテクト、2つの企業についてお答えしたいと思います。

今のところ、進出企業、この2社から従業員の賃貸物件または寄宿舍等の住宅用地に関する具体的な相談とか申出の類いはまだございません。

ここで本市から提案した内容に触れておきます。

1つ目に、平田町高田地先にある市の定住促進住宅サンコーポラス美濃平田、あるいは住宅用地に相当と目される規模の市有地、その幾つかについて御紹介をしたところです。それから加えまして、移住定住の促進に関する本市の諸制度についても御紹介をしております。

今後は駒野工業団地周辺に限らず、もっと範囲を広げた形で検討しまして、民間アパート、民間住宅の空き情報なども提供しながら、本市へ最終的には転入していただく従業員の方々にぜひとも本市で定住していただけるよう、積極的に提案し、アプローチを試みていきたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

企業誘致と住宅の確保をセットで進められることが理想的であるとは思いますが、大変難

しいことは分かっております。しかし、大きなチャンスと捉えて、スピード感を持って進めてほしいと思います。

一度他の市町に住んだり、家を購入されるとなかなか戻ってきてもらえないのが現状です。そういったことでいうと、転出される方を抑制するためにも、若い世代に向けた住宅整備は大変重要です。

マスタープランが作成され、私も拝見しましたが、ここから何か新しい計画が始まっていくのかと思います。

この質問をするに当たり富加町に行ってまいりました。

富加関インターチェンジで下りると、のどかな風景が広がっており、やはり本市と同様に車での移動が重要になるようなところでありました。幹線道路沿いには分譲地の広告看板が立てられており、問合せ先は富加町役場総務課となっております。

少し離れたところには大きな工場もあり、若い世代に選ばれそうな賃貸物件も幾つかありました。その他、全国的に見ると、大手ハウスメーカーと連携して空き地となった市有地や公共施設の跡地を利用し、子育て支援住宅、賃貸住宅を整備されたり、新築住宅に賃貸で20年住めば、土地と住宅を無償で譲渡するといった積極的な支援を行っている自治体もございます。

本市においても、どのような方法で計画されるか分かりませんが、他の先進事例も調査研究して進めていただきたいと思います。

企業誘致、移住定住、田舎暮らし体験、婚活支援、全ての施策とセットで住居の紹介ができなければ、人口減少対策に効果的な事業とは言えないのではないのでしょうか。ぜひ人口減少に歯止めをかけられるような住環境の整備を早期に取り組んでいただけるようお願いして、1つ目の質問を終わります。

続きまして、要旨2. 市内体育施設予約のデジタル化について、質問相手は市長、教育長です。

近年、自治体における業務のDX化が進み、各自治体ではSNSでの情報発信などサービス提供の場でデジタル技術を活用することが増えてきました。中でも公共施設の管理では多くの自治体が施設予約のオンライン化を推進しています。県のホームページでも県内自治体の公共施設利用予約システムの一覧が掲載されています。

施設予約システムとは、公共施設の利用予約のインターネット受付サービスです。業務のDX化が進み、複数ある施設の予約を職員の手で全て管理するのは非効率であると考えます。インターネットを通じた施設の予約は、利用者にとって利便性が高く、自治体にとっても効率的な運営を可能にすると考えます。

本市においてもデジタル技術を活用して市民サービスの向上を図るとともに、職員の業務

をより付加価値の高いものに変化させていくことを目的とし、令和5年3月に海津市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を策定され、様々な取組を行っていただいているところです。

そこで、今回は公共施設の中でも体育施設の利用予約に関して質問、要望させていただきたいと思います。

本市における市内体育施設の利用予約は、現在は総合福祉会館ひまわりにて、毎月第1木曜日に体育施設利用調整会議が行われています。調整会議とは利用申請時に利用者間で施設及び時間が重複する場合に両者で協議をし、調整していただく場です。そして調整後、各窓口で申請をするといった流れで行われていると思います。

市民の方から体育施設の利用予約をオンラインでできるようにならないかと要望をいただきました。近隣の市町でも行われているということで、空き状況の照会、利用予約がインターネットを通じていつでもどこからでも行われるようになるとありがたいということでした。

そこで質問いたします。

本市におけるDX推進の取組として、市内体育施設の予約システム及び利用料金の電子決済についてはどのように考えているのかお聞かせください。お願いします。

○議長（伊藤 誠君） 市長、教育長の答弁を求めます。

教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 北村富男議員の体育施設予約のデジタル化についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、全て私から答弁をさせていただきます。

議員仰せの体育施設の予約システムにつきましては、本年3月に策定しました海津市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、既にその取組を進めております。

インターネットを利用したこのシステムは、リアルタイムで施設の空き状況の確認や利用予約を行うことが可能になり、利便性の向上、申請受付事務の効率化を図ることができます。

一方で、現在行っている団体間による予約の調整方法やインターネットで施設の予約ができない方への配慮などの課題もございます。

今後、こうした課題を整理した上で、市民にとって利用しやすいシステムを構築し、令和6年度中の稼働を目指してまいります。

次に、体育施設利用料の電子決済につきましては、本年4月から申請受付窓口におけるPayPayによる支払いを開始しており、今後は予約システムと連動したクレジットカードなどの電子決済に対応してまいります。

なお、社会教育施設や福祉施設の予約につきましても、同様にオンライン予約と電子決済ができるよう進めてまいります。

以上、北村富男議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

令和6年度中の導入に向けて取組を進められているということで、より多くの方に利用していただきたいと思います。

しかし、今後の課題としても上げられましたが、まだまだデジタル化に対して不慣れな方もいらっしゃると思います。そういった方へのフォローもよろしくお願いいたします。

現状の課題を踏まえ、コスト面を含む事業全体の省力化と利便性を両立したシステムを検討していただきたいと思うんですが、現時点で考えられている予約システムの運用に関しては、例えば運用開始の3か月前から利用者登録受付を開始し、次の月から空き情報の公開、そしてその次の月から予約システムで予約を開始するといったような段階を踏んで行うのか、それとも利用者登録から予約開始まで一斉にスタートさせるのか、これまでどおり施設窓口での利用申請も引き続き受け付けるのか、システムの内容と運用に関してのお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 教育委員会事務局長 後藤政樹君。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えいたします。

システムに関しましては、マイナンバーカードも利用可能とし、利用者登録を行った上でパソコン、スマートフォンなどを利用していつでもどこでも施設の空き状況の検索や利用申請ができるよう計画をしております。

施設窓口での受付につきましては、パソコン、スマートフォンなどの受付と並行いたしまして実施する予定ではありますが、段階的に運用開始方法も含めまして、引き続き施設担当課で構成します検討会議にて協議をしてまいります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

段階的な方法で運用を考えていくということでしたが、新しい運用が始まる前はどうしても混乱しやすいです。運用を始める前の説明ですとか周知のほうもよろしくお願いいたします。

現在、自治体施設向けの予約システムは多く種類があります。予約システムと連動した電

子決済も可能にしていくとのことですが、さらにスマートロックと連携できる予約システムを考えてみてはどうでしょうか。

スマートロックとは、利用者ごとに個別の暗証番号を発行、管理することでキーレスでも安全な鍵の受渡しができるものです。また、実際にいつ、誰が開錠したのか実態把握が可能になります。

本市においては、体育施設を開錠する際、窓口にて利用者に鍵を手渡して開錠する仕組みが一般的となっています。休日、夜間等に貸出しの多い体育施設において鍵の受渡しの負担を軽減し、利用者の利便性の向上を図り、予約、支払い、鍵の受渡しまでワンストップで提供できるようにスマートロックも同時に導入する考えはございますか。

○議長（伊藤 誠君） 教育委員会事務局長 後藤政樹君。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、スマートロックは施設で鍵を借りることなく開錠でき、利用者の利便性向上、職員の業務改善につながるものと考えております。

現在、システムの導入と併せまして、施設に応じた機器の設置を検討してまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

スマートロックについても検討され、管理業務と市民の利用がスマートになることを期待いたします。

加えて、社会教育施設や福祉施設の予約についても同様に進めていくとのことでしたが、利用者に対して優しい内容にさせていただき、市民が安心して利用できるものを検討していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（伊藤 誠君） これで北村富男君の質問を終わります。

◇ 古 川 理 沙 君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、1番 古川理沙君の質問を許可します。

古川理沙君。

〔1番 古川理沙君 質問席へ〕

○1番（古川理沙君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告所に沿って質問をさせていただきます。

要旨1. みんながいきいきと暮らせるインクルージョンの推進について（留守家庭児童教室）に関わり質問をさせていただきます。質問相手は市長です。

2030年には少子高齢化がさらに進行し、65歳以上の割合は総人口の3割に達する一方、生産年齢人口は総人口の約58%にまでに減少すると見込まれています。このような人口減少だけでなく、環境面からは地球沸騰化など、これまで経験したことのない課題を抱えながらも、性別や年齢などの属性や思考などの価値観の多様性を尊重し、互いに支え合うことで持続可能な社会の実現を目指しているところです。特に次世代を担う子どもたちのために、私たち大人が変わり行くインクルーシブ社会（社会を構成する全ての人は、多様な属性やニーズを持っていることを前提として、性別や人種、民族や国籍、出身地や社会的地位、障がいの有無など、その持っている属性によって排除されることなく、誰もが構成員の一員として分け隔てられることなく、地域で当たり前存在し、生活することができる社会）を正しく認識し、共に尊重し合いながら自分らしく生きていけるよう、子どもたちの育ちや学びの環境を整えていくことが責務であると考えます。そのために、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会形成を意識した福祉と教育、両輪での取組の仕組みが必要です。

そこで、インクルージョンの推進について、留守家庭児童教室と学校教育、2つの観点からお尋ねします。

1. みんなが生き生きと暮らせるインクルージョンの推進について（留守家庭児童教室）。

①留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）は、放課後児童健全育成事業であることから、放課後児童クラブ運営指針（以下、運営指針）にのっとりた運営がなされるべきであると考えます。

今は、お迎えまでの時間を教室に準備されている物品を活用して、比較的自由に過ごしていると思いますが、子どもたちのニーズや実態も考慮しながら、運営指針にのっとりた育成支援を具現化できる事業内容を検討してはいかがでしょうか。

②留守家庭児童教室の指導員及び補助員に対する研修について、第2回定例会における二ノ宮一貴議員の質問に対し、県主催の研修のほか、コロナで中止していた市主催の研修会を再開される旨の答弁がありました。

研修内容について、インクルージョンの推進の理解につながる研修は実施される予定はありますか。

③留守家庭児童教室は、どの子も安心して自分らしく過ごせる場所が保障されなくてはならないと思います。しかし、支援や配慮を必要とする子が感情のコントロールがうまくできず、もやもやした気持ちを物に当たったり、大きな声を出したりする様子に「怖い」と感じた子が留守家庭児童教室に行きたがらないケースがあるとお聞きしました。

合理的配慮は十人十色ですが、感情を爆発させる前に自分で自分の心を落ち着かせるための空間、カームダウンスペース（感情の高ぶりやストレスの蓄積が見られた際に落ち着きを取り戻し、元の状態に戻るための空間）を造ってはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 古川理沙議員の留守家庭児童教室におけるインクルージョンの推進についての御質問にお答えをいたします。

1点目の運営指針にのっとりた育成支援につきまして、議員仰せの放課後児童クラブ運営指針は、放課後児童クラブにおいて、子どもに保障すべき生活環境や支援内容を明確化するため、平成27年に国が定めた基準であります。

この中で子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすること、子ども自身が見通しを持って、主体的に過ごせるようにすることなどの育成支援に係る基本的な事項が示されているところであります。

これを受け、本市では留守家庭児童教室の運営に当たって、子どもが主体的に遊ぶことを特に大切にしており、折り紙や空き箱を使った創作活動や、将棋、ボードゲームなど様々な遊びを通じて、それぞれの子どもが自分の意思で過ごせるよう心がけております。

また、子どもの主体性、自主性を重んじると同時に、子どもが社会性を身につけられるよう、子どもに寄り添った運営に取り組んでいるところであります。

具体的には、子どもたちの遊びや生活の中で起こる意見の対立やけんかなどについて、支援員が間に入り、双方の意見を聞くとともに相手の思いを理解し仲直りができるよう、子どもの年齢、情緒、人間関係に配慮した支援を行っております。

今後につきましても、引き続き運営指針に基づき、子どもの健全な成長を促すことができるよう取り組んでまいります。

その上で、さきの第2回定例会で二ノ宮一貴議員の御質問に答弁いたしましたとおり、市民団体等の協力を得ながら様々なイベントを行うことで、子どもたちにとって一層有意義な場となるよう育成支援の充実に取り組んでまいります。

2点目のインクルージョンに関する研修につきまして、本市の放課後児童支援員は、県が主催する放課後児童支援員等資質向上研修に参加し、配慮を要する子どもの理解、障がいのある子どもの理解など、インクルージョンの推進に必要な知識を習得しております。

また、市といたしましても、外部から講師を招き、子どもの発達の理解と支援に関する講習会を開催したほか、支援員の実体験に基づく意見交換会を実施するなど、子ども一人ひとりに寄り添った支援についての理解を深める研修を実施してきたところであります。

今後は、こうした研修に加え、発達支援センターくるみや各学校との連携をさらに深め、子どもの発達状況などに関する情報共有の充実に努めることで、子どもたちがより過ごしやす

い環境を整えてまいります。

3点目のカームダウンスペースにつきまして、現在、留守家庭児童教室では子どもが感情の高ぶりを収め、気持ちをリラックスさせる必要のある場面では、支援員が付き添ってその場を離れ、ゆっくり話を聞くなど、子どもたちに寄り添った対応を行っております。

カームダウンスペースにつきましては、各教室の運営状況や支援員の声を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

以上、古川理沙議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） 御答弁ありがとうございました。

インクルージョンを推進することは障がいの有無に関わらず、子どもが共に過ごすことによってお互い理解し合い、地域共生社会を創出することのできる子どもの育成に必要不可欠であることから、本市が今後の共生社会を創出していく子どもの育成について、ソフト面、ハード面両面からどのように取り組まれているかをお聞きしたく、今回質問をさせていただきました。

まず1点目ですが、子どもたちが主体的に遊ぶことを大切にいただき、支援員の方については、意見の対立等があった場合、年齢や情緒、人間関係に配慮した支援を行ってくださっているという内容の答弁であったと思いますが、この支援の在り方について、もう少し具体的な説明をしていただけるとありがたいなあとと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） こども未来課長 毛利卓司君。

○健康福祉部こども未来課長（毛利卓司君） 御質問の支援の在り方について、具体的な言葉で説明していただきたいということでございますが、子どもは一人ひとりがそれぞれ個性や特徴を持っております。

支援員は、今子どもが努力していることや困っていることを把握し、フォローアップを行っています。

また、保護者、学校とコミュニケーションを図り、可能な限り子どもに関する相談や連絡、情報共有を大切にし、子どもとの信頼関係を築くことで安心できる居場所となるよう取り組んでおるところでございます。

さらに友達同士が仲よしになって生活できることは、より安心して生活することができます。友達と一緒に勉強する時間を設けたり、仲間遊びやものづくりの機会をつくるなど、放課後が楽しみになるような活動に努めております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、一人ひとり違う個性や特徴を持っているということをおっしゃっていただきました。まさにインクルージョンを推進していく上では大変一番大切な部分を把握していただいているということでありがたいなあと思っております。

また、留守家庭児童教室の運営の中では、保護者、学校ともコミュニケーションを図っていただいているということや、安心できる居場所になるように努めていただいていること、また一番大切な友達同士が仲よくなって生活できるよう、放課後が楽しみになるような活動を工夫していただいていることも今よく分かったんですが、残念なことに、ちょっと保護者の方にその辺りがうまく伝わっていないように思います。

実際、留守家庭児童教室の手引きを拝見すると、その辺りが少し分かりづらいなあと思うんですけども、手引きのほうにもう少し分かりやすく明記していただくことはできないでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） こども未来課長 毛利卓司君。

○健康福祉部こども未来課長（毛利卓司君） 現行の手引きに育成支援の内容を明記することにつきましては、留守家庭児童教室における支援の在り方等を含めまして、保護者に理解しやすい内容の手引きとなるよう改善してまいります。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

このような取組を市のほうがやっているということが保護者に伝わることは、本当に子どもたちのために最善を尽くしてくださっていることが伝わって、子育て世代の方にとっては大変心強い子育て支援でもあると思いますので、ぜひ改善のほうをお願いしたいなあと思います。

続いて、2つ目の市が主催をしている研修内容についてでございますが、外部講師を招いていただいたりですとか、実際の現場のことについて支援員さんのほうの意見交換等取り組んでいただいているということなんですけれども、運営指針が改定された際、障がいのある子どもや配慮を必要とする子どもたちをインクルージョンの考えに先立ち、可能な限り受入れを努力することが定められております。

先ほど答弁の中にあっただかと思うんですけども、実際支援員の方が支援するに当たって、どの子ども過ごしやすい場所とするために、現場ですぐに生かせるような内容も取り組んでいただいているというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 障がいのある子や配慮の必要なお子様の対応についての御質問だと思います。

支援員は、当然一定の研修はさせていただいておりますけれども、発達に障がいのある方を支援するような資格については保有しておりませんので、市長の答弁にもありましたとおり、発達支援センターくるみの職員が今後定期的に留守家庭児童教室に出向きまして、実際に現場のほうで助言や指導を行っていきたいと考えております。

また、そのほかにも電話での相談にも応じるような体制にしていきたいなというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

資格はお持ちでなく、でも勉強はしていただいているということなんですけれども、やはり実際現場で支援するに当たっては大変不安も多いかなあとと思いますので、くるみの職員の方の指導ですとか助言、さらには電話相談もしていただける支援員の方のバックアップ体制が整っていくということで、より子どもたちに適切な支援が届くのかなあとと思いますので、ぜひそういった仕組みをしっかりと届けていただいて、子どもの最善の利益になるようお願いしたいなあとと思います。

3つ目のインクルージョンを推進するためのカームダウンスペースについては、一つの例として、ハード面の整備を確認させていただきたいなあと考えて質問させていただきました。

答弁では、必要に応じて検討いただけるということでしたが、こういったスペースだけではなく、教室空間そのものが、障がいがあってもなくても共に過ごせる基礎的な環境を整備していただくことは、インクルージョンを推進していく上で行政の役割だと思っております。

現在の教室空間は、少しちょっとインクルージョンを意識したような空間ではないように思いますので、例えば道具の置き場所が誰でも分かるように表示をしていただいたりですとか、留守家庭児童教室の中での約束事が誰でも分かりやすく示していただくなど、誰でも過ごしやすい空間となるようインクルージョンを意識した空間づくりを進めていただきたいなあとと思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 議員仰せのインクルージョンを意識した教室の環境整備につきましては、当然いろんな専門家の方の御意見をいただいたりとか、また各学校の取組、または先進地の取組なども参考に、できるところから実際に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） 前向きな答弁をありがとうございます。

学校のほうも今少しずつ、ちょっと前からやっぱりユニバーサルデザイン化ということで取り組んでおるとお思いますので、ぜひ学校のほうとも交流をしていただきながら、多様な子どもたちがいることを最初から前提とした環境整備をお願いしたいなあとお思いますので、可能なところからぜひお願いしたいなあとお思います。

特に留守家庭児童教室は、小学校低学年の子の場合、学校で過ごす時間が大体年間約1,200時間、それに対して留守家庭児童教室は長期休業中に1日利用する子で大体年間1,680時間になると言われていて、実際学校で過ごすよりも留守家庭児童教室で過ごすほうが長いと言われています。それほど長い時間を留守家庭児童教室で過ごしますので、ぜひどの子どもも楽しく成長できるような環境を整えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは続いて、要旨2. みんなが生き生きと暮らせるインクルージョンの推進について（学校教育）に関わってお尋ねします。質問相手は教育長でございます。

①一人も置き去りにしない教育の実現に向け、通常の学級で過ごしにくさを感じている子どもたちの支援として、特別支援教育アシスタントや学級支援員の配置をしていただいているところですか。

特別支援教育アシスタント及び学級支援員の職務内容及び研修内容を教えてください。

また、このような人的支援のほか、学校ではどのような支援、配慮を行っていますか。

②個別の教育支援計画は、一人ひとりの教育ニーズに応じた途切れない支援をつなぐためのツールです。その子の特性を理解した上で、保護者と学校が目標や支援を共通理解した上で適切な支援や援助に生かすことが重要なことから、特別支援教育アシスタント、学級支援員の方とも情報共有をし、日々の支援に生かす必要があると思いますが、どのように情報共有しておられますか。

③共生社会の形成に向けては、学校におけるインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の推進が重要であると言われています。

そのためにまず教職員、保護者、地域、そして子どもたち自身みんなが、それぞれみんな違って当たり前なこと、そして目に見える障がい、目に見えない障がいがあること、その生活の困難を支え合うことで一緒に活動ができるということなど、正しく知ることが大切だと思います。

インクルーシブ教育の理解が深まるよう、保護者、子どもたちへの啓発について、今後取り組まれる予定はありますか。

④令和6年度に終期を迎える第2期海津市子ども・子育て支援事業計画の基本目標Ⅲ. 子

どもの育ちを支える環境の整備の基本施策(2)の主な取組に、放課後子ども教室の推進が上げられています。

放課後子ども教室は、保護者の就労等の利用条件はなく、全ての子どもを対象とした子どもの居場所としても期待されています。福祉部局との連携も必要かと思いますが、今後の取組について教えてください。お願いします。

○議長（伊藤 誠君） 教育長の答弁を求めます。

教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 古川理沙議員の学校教育におけるインクルージョンの推進についての御質問にお答えします。

1点目の学級支援員及び特別支援教育アシスタントの職務内容と研修内容につきましては、まず職務内容といたしましては、学級支援員は児童・生徒が学習内容を理解できているかを把握し、一人ひとりに応じた学習支援を行っております。

特別支援教育アシスタントは、特別支援学級の児童・生徒の障がいに応じた個別支援を行っております。

このような支援により、それぞれの児童・生徒に寄り添った教育に取り組んでいます。

次に、研修につきましては年2回実施しております。

初回は、年度当初に、海津市の教育の方針や人権同和教育の視点から、児童・生徒一人ひとりを大切にすることを理解する研修を行っております。2回目は、8月に障がいの種類や支援の在り方等に関する研修を行っており、本年度は、長年、子どもから大人まで年齢を問わず発達に関わる支援に尽力してこられた先生を講師にお招きし、過ぎしにくさを感じている児童・生徒への具体的な関わり方など、すぐに実践できる支援についての研修を行ったところです。

こうした職員の配置や研修のほか、困り感のある児童・生徒への支援や配慮として、障がいの有無に関わらず、分かる、できるの喜びや楽しさを実感できるユニバーサルデザインの授業づくりを進めております。

具体的には、1日の授業の見通しが持てるよう、授業の流れを簡単な言葉で掲示したり、誰もがその時間に取り組むべきことを理解できるよう、教師が問いかける言葉を分かりやすくしたりするなど、児童・生徒一人ひとりに寄り添った授業を行っております。

2点目の学級支援員及び特別支援教育アシスタントとの情報共有につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒については、保護者と相談した上で、教育支援計画を作成しております。

学級支援員及び特別支援教育アシスタントへの情報共有につきましては、年度当初に学級

担任とのミーティングにより実施しております。また、日常的に意見交換したり、授業の記録を共有したりして、関係職員が共通理解の下、児童・生徒への指導に当たっております。

今後さらに児童・生徒一人ひとりの教育支援計画について、年度当初に共有するだけでなく、定期的に見直しを図る、その仕組みを整えていくことで個々の教育ニーズに応じた途切れない支援につないでまいります。

3点目のインクルーシブ教育の理解が深まる保護者及び子どもたちへの啓発につきまして、児童・生徒には、各校において文部科学省作成の「心のバリアフリーノート」などを参考に、インクルーシブ教育の啓発を行っております。また、特別支援学級の児童・生徒が交流学級で共に学び、生活する機会を大切にし、一人ひとりが尊重される学級づくりを進めています。さらに、市内の小・中学校が校区に住んでいる特別支援学校の児童・生徒を学校に招いて交流を行うなど、共生社会の実現に向けた取組も実施しております。

しかしながら、まだまだ保護者への啓発は十分であるとは言えません。そのため、今後入学説明会や学校だより等で学校におけるインクルーシブ教育の重要性について周知を図ってまいります。

4点目の放課後子ども教室の取組につきまして、全ての児童・生徒を対象とした安心で安全な活動拠点となる放課後子ども教室については大変重要であり、その実施に当たっては、留守家庭児童教室と連携していく必要があると認識をしております。

これまで市では、子ども・子育て支援事業計画策定後、学習支援の会や子ども将棋教室など、子どもたちを対象としたボランティア活動を実施している各種団体を支援してまいりました。

今後は、そうしたボランティア活動を行っている団体の協力を得て、留守家庭児童教室と連携して放課後子ども教室が開催できるよう調査・研究をしてまいります。

以上、古川理沙議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

学級支援員、特別支援教育アシスタントの方の研修に関わって、まず初めに、年2回開催をされているということなんですけれども、この研修は必ずみんなが出席をしなければならない悉皆研修として開催をされているのでしょうか。

また、8月に開催された研修をもう少し詳しく教えていただけるとありがたいなあと思います。お願いします。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 学級支援員、特別支援教育アシスタントの研修は、先ほど議員もお話をされたように、非常に近年各学級にいろいろな形の困り感を持った子どもたちがいるということを想定して、数年前から悉皆研修にしております。

先ほど御質問のあった8月の研修につきましては、体調不良が4名ございましたが、学級支援員24名、特別支援教育アシスタント9名が参加しまして、本当に実績のある、こういったインクルーシブに明るい講師の方に具体的に支援の在り方について、学級支援員、特別支援教育アシスタントの皆さんに御講演をいただいたところでございます。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

私が知っている頃はやっぱり悉皆研修ではなかったと記憶がありましたが、今回は体調不良の方以外は全員の方がしっかり参加していただいたということで、皆さんが必要な研修をしっかりと確実に積み重ねていただいているということで大変ありがたいなあと思いました。

今後また支援員の方ですとか、学校のニーズも踏まえながら、研修内容をさらに充実していただけるとありがたいなあと思っております。

実際にそのような支援が難しい子が今たくさんおるかと思うんですけれども、支援員の方については、以前よりやっぱり高いスキルが求められていると思います。

インクルーシブ教育についての理解が深まるような研修をしていただいているかと思うんですけれども、実際その8月なんかだと、研修をもう少し具体的に、何かすぐに生かせるような内容というような御答弁をいただいたかと思うんですけれども、もう少し何かいただけるとありがたいなあと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） この8月の研修の中身なんですけど、今子どもたちが抱えているのは、言語の能力の部分で課題を抱えている、コミュニケーションの能力で課題を抱えている、注意力について、記憶力について、あるいは想像力について、いろいろな形で困り感があるということだと思うんですが、それは何も特別支援学級の子たちだけじゃなくて、実は全ての子たちにやっぱりどこかここかでそういった課題を持っているというか、そういうことです。

それを今までですと感覚に頼った支援しかできていなかったのが、やっぱり知見のある、特別支援教育を推進してこられて、長年子どもから大人まで見てこられた方のそういったノウハウをいろいろな形で知る、学ぶということが非常にこれからのその子に応じた、状況に合わせた手だてを身につけることになり、子どもの成長を支えていくことになるかなあというふうに思っております。

今後も適切に研修の機会を位置づけて、このインクルーシブ教育についての理解を深めて

いただいて、困り感を抱えている子どもたちに適切に対応いただけるようにということを思っております。以上です。

[1 番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1 番（古川理沙君） ありがとうございます。

いろんな知識だけではなくて、本当に実際のノウハウを研修の内容にさせていただいたということで、従来の学校教育は、やはりみんなが同じことを同じようにする、同じようにできることを目的にしていたところがあるかなあと思うんですけども、今はみんなと同じことを同じようにできるための支援ではなくて、その子が同じように活動ができることを、同じ場所にいられることを尊重している時代かなあと思いますので、今後も時代に即した支援の在り方をぜひ続けていただきたいなあと思います。

教育支援計画の共有については、今後年度当初だけではなくて、しっかり途中でも見直しを図る仕組みを整えていただけるということで、日常的に交流を、担任の先生と、また関係職員の方としていただいていると思うんですが、その辺り、日々の子どもの成長がしっかり教育支援計画のほうにも反映されるように仕組みづくりをしっかりといただけるとありがたいなあと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、3つ目の質問に関わってですが、特別支援学級の児童・生徒が交流学級で共に学んだり、特別支援学校の児童・生徒の方が学校のほうへ来ていただいたり、もしくは向こうへ行ったりすることもあるのかなあと思うんですけども、そういった体験を踏まえながら、子どもたちは互いに尊重される共生社会をその場で体感をしているんじゃないかなあと思います。今後もより多くの交流の機会があるといいかと思うので、続けていただけるとありがたいなあと思います。

その一方で、生まれつき脳の発達の違いのために周囲の人や環境に合わせるのが難しいという見た目には分からない特性を持っている子、それはその特性だけではなくて、やっぱりいろんな子どもたちが今持っている特性なんじゃないかなあと思います。先ほど答弁の中にありましたとおり、文部科学省が作成をした心のバリアフリーノートは本当によくできていて、小・中・高それぞれの段階でそれぞれ何をしていくといいかということが、日常生活を振り返りながら学べるもので本当にいいなあと思いました。

バリアフリーノートを啓発の材料にさせていただくということなんですけれども、ぜひ学ぶ時間を設けていただきたいなあと思うんですが、その辺りはいかがでしょう、難しいでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） ここにもあります、心のバリアフリーノート。非常にいろんな形で

使える形になっております。1時間きちっとした学習として使う場面もありますし、ひょっとするとちょっとした朝の会、帰りの会の中で使ったりとか、あるいは学年全体で使ったりとか、そういった個々に使ったりとか、いろんな使い方ができるものかなあというふうに思っております。

早速、これにつきまして指導の手引きと共に、校長会のほうで全部の学校に配付して、まず校長が自らちょっと見てもらって、この場面で使えるなというのを実感してもらおうということから始めました。恐らく校長がまた各学校で職員会等で担任まで下ろしてもらえないかなあというふうに思っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 古川理沙君。

○1番（古川理沙君） ありがとうございます。

早速校長会のほうでも紹介をしていただいたということで、最近は何となくデータが届くことが多くて、やもするとやはりかがみだけ受付をして、データはここに入っているということで、なかなか目に触れないこともあるのかなあと思うんですけども、本当によくなってきた教材だなあと思いましたので、困り感のある子に対する支援だけではなくて、みんなが障がいですとか困り感を正しく知るとということがインクルージョンの推進の第一歩だと思いますので、先ほど保護者の方に対しても、入学説明会ですとか学校だより等でも重要性について周知をしていただけたということでしたが、より正しく理解につながるよう、場面場面で伝えていただけたらありがたいなあと思いますので、よろしく願いいたします。

4点目の放課後子ども教室については、第2期海津市子ども・子育て支援事業計画の中で新規事業としての記載がありましたので、先ほど申し上げたように、誰でも利用できるというところから、やはりここもインクルージョンを踏まえたものであっていただきたいなあという思いで状況のほうを確認させていただきました。

今後、留守家庭児童教室と連携をして放課後子ども教室が開催できるよう研究を進めていただけたらということで、現在の学習支援ですとか将棋教室等のそういう民間の方、地域の方々の活動と併せてぜひ前向きに検討いただきたいなあと思っております。

特に放課後子ども教室は、小学生の放課後の時間をどのように充実したものにするかということで、地域と連携をして、先ほど本市のほうでも民間の方がやってくださっているような学習支援ですとか、体験活動を実施するものというふうに言われております。

どの子ども放課後を楽しく過ごすことができれば、子どもたちのふるさとを愛する心にもつながると思いますので、ぜひ前向きに研究を進めていただけたらありがたいなあと思っております。

ただその一方で、今、こども家庭庁のほうで子どもから若者、幅広い居場所づくりという

ことで研究のほうがなされています。実際、小学生から30代ぐらいまでの方を対象にどんな居場所がいいか、どういう居場所があるとうれしいかというような調査が行われています。実際モデルケースとして、昨年度も5つか6つぐらいの自治体でどういう場所がいいかというところで研究を重ねていらっしゃるということもありますので、ぜひ海津市内、福祉部局ともちょっと相談をしながら、小学生の子ども放課後を充実させるという役割と、子どもたち、若者の居場所をどうつくっていくかというところを併せて考えていただけるとありがたいなあと思っております。

インクルージョンについての推進を、今回子どもたちの社会の中でぜひ推進していただきたいということで質問させていただきました。

これは議会日より8月号の表紙です。これは、ぎふ清流野球クラブさんとの交流試合という練習試合をさせていただきました。実際一緒に、年齢も性別も障がいの有無も違う、みんなが同じグラウンドで、ルールの配慮ですとか、守備について、キャッチャーの方だとマイチェアを使ってもいいよとか、そういう配慮をしたことでみんなが楽しく野球ができました。市長も来てくださって、職員の方も何人か一緒にやってくくださったので、あの場のみんなが楽しんでいた雰囲気というのはよく知っていただいていると思います。まさにインクルージョンだなあと私はそのとき感じました。

人口減少が進む中ですが、障がいがあってもなくてもお互いの特性を認め合い、活躍できる社会をつくって、どの子ども大人になっても海津市にいたいなと思えるまちづくりにしていただきたいなあ強く思っております。子どもたちがお互いの特性を尊重し合うことを学校で学び、その学んだことを遊びと生活の場である留守家庭児童教室で実践をしていく、この教育と福祉の両輪でまずインクルーシブな子ども社会を実現させていただくと、これから海津市は共生社会につながっていくのではないかなあと思ひ、それぞれの分野について質問させていただきました。

障がいがあってもなくてもお互いに支え合い、尊重し合える共生社会の実現を私たち大人がしっかり目指していき、子どもたちが生き生きと暮らせるまちづくりを行政のほうもしっかり進めていただけることをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで古川理沙君の質問を終わります。

ここで14時25分まで休憩といたします。

(午後2時09分)

○議長（伊藤 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時23分)

◇ 二ノ宮 一 貴 君

○議長（伊藤 誠君） 7番 二ノ宮一貴君の質問を許可します。

二ノ宮一貴君。

〔7番 二ノ宮一貴君 質問席へ〕

○7番（二ノ宮一貴君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

私の質問は2点です。

1点目、ハンドル形電動車いす購入補助金について、2点目、私立認定こども園における人材確保について、質問相手は市長です。

では、1点目の質問から始めます。

1点目、ハンドル形電動車いす購入補助金について。

まず、ハンドル形電動車椅子とはどういったものかといいますと、J I S規格上の「J I S T 9208自操用ハンドル形」として規定された電動車椅子のことで、電動カートやシニアカーなどとも呼ばれる三輪や四輪のカートのような乗り物です。一般的には高齢者の方々が利用されていることが多いですが、皆さんもふだんの生活の中で実際に利用されている方を見られたことがあると思います。

このハンドル形電動車椅子のバッテリーは、家庭用コンセントで充電可能です。機種にもよりますが、フル充電で30キロメートルほど走行できるものもあります。また、最高速度は時速6キロで、人ですと早歩き程度であり、車椅子に分類されますので、走行するのは歩道となります。

電動車いす安全普及協会の調査によりますと、ハンドル形電動車椅子の国内出荷台数は2000年の2万9,121台をピークに減少していましたが、2015年の1万1,716台を境に再び増加となっています。ただ、コロナ禍の影響などで2020年からの3年は減少しており、2022年は1万4,064台となっています。

では、質問に入りますが、人は年齢を重ねていくと体力の低下や筋力の低下、またそれ以外の要因などもあると思いますが、長い距離を歩くことや荷物を持って歩くことがだんだん難しくなります。そのため、地域の集まり、例えば長寿会やサロンなどへ出かけるのをためらったり、田畑に行って作業することや収穫した農作物を配ることができなくなったり、家族以外の方との触れ合う機会が減ってしまいます。また、ふだんの生活の中でいえば、ごみ出しなども大変になります。

そうした状況が続けば、自宅に籠もりぎみになり、余計に体力の低下や出かけようとする気力の低下などの悪循環に陥り、フレイル状態や認知症になってしまう場合もあります。

近所の方やお友達に送迎をお願いするのも、そんなに頻繁に頼めるものではないと思いますし、ずっと御自身で自動車を運転できるわけでもありません。

皆さんがそれまでされてきた生活や地域との関わりなどを継続することは、健康で楽しく暮らしていくために大変重要であり、ＱＯＬ（クオリティー・オブ・ライフ）の向上にもつながります。そういった皆さんの移動手段の一つとして、ハンドル形電動車椅子の購入に対して補助をすることで選択肢が増えるのではないのでしょうか。

また、移動手段が確保できれば、不安を抱えながら自動車を運転されている方が免許返納をお考えいただけるかもしれませんので、高齢者の関わる交通事故の削減効果も期待できると思います。

そこで、市長にお尋ねいたします。

ハンドル形電動車椅子購入に対する補助制度を御検討いただけないでしょうか、お願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 二ノ宮一貴議員のハンドル形電動車椅子についての御質問にお答えをいたします。

ハンドル形電動車椅子は、歩行に不安を抱える高齢者の買物や通院などの外出を支援する移動手段として期待されております。

令和2年に経済産業省が実施した実証実験の結果によりますと、電動車椅子を高齢者の移動手段として活用することにより、高齢者の自立した日常生活の継続が可能となるとともに、心身の活力の低下が抑制されることでフレイル予防・介護予防にも効果があることが明らかになっております。

本市におきましても、今後運転免許証を返納される高齢者の増加が予想されることから、外出機会を維持するための手段として、高齢者が1人で気軽に扱えるハンドル形電動車椅子は大変有効であると考えております。

このため、介護予防教室や各地域における高齢者サロン、いきいきクラブの会合などにおいて、ハンドル形電動車椅子の機能や安全性・利便性などを紹介する機会を設けるとともに、販売メーカーの協力を得て、試乗会の開催を検討してまいります。

議員仰せのハンドル形電動車椅子の購入費の補助につきましては、先進自治体の実施状況などを踏まえ、制度の在り方について調査・研究を進めてまいります。

以上、二ノ宮一貴議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

[7番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 答弁ありがとうございました。

ハンドル形電動車椅子というものの、先ほど通告書の中で、簡単ですが説明させていただきました。発言でもしましたけれども、皆さんも見られたことは当然おありだと思います。カートのような乗り物で、移動について楽に移動できるということで大変いいのではないのかなと思ひまして、まずこの質問をするに当たって、私も一度、乗ったことがありませんでしたので、乗ってみようと思ひまして乗ってきました。

車のディーラーさんで販売しているものもありましたので、代理店が大垣のほうにありましたので行きました。当然充電も家庭用のコンセントでしたので、事前に電話すればすぐ用意していただけて乗りましたけれども、右手でアクセルに値するレバーを引くだけで進む、離せば止まるという単純な構造でして、バックは左手のレバーを握る、それだけです。四輪のものが今主流になってきておりますので、私が今お話をしているのは四輪のハンドル形の電動車椅子がメインですけれども、そういった形状のものでしたけれども、本当におもちゃといったらちょっと語弊がありますけれども、誰でも事前の説明、軽く数分してもらえれば乗れるような乗り物でした。

そういった乗り物ですので、これを移動手段として考えていただくには本当に有意義ではないのかなと思ひてこの質問をしておるわけですが、それと私、毎月、地元の高齢者のサロンのほうに参加させていただいておりますけれども、その参加者の中にも、実際に購入されて乗ってみえる方が見えます。畑仕事に行かれる場合もありますし、隣の家とかその付近をそのカートで走られている姿もよく見ます。当然御高齢の方ですけれども、介護認定をされているわけではなくて、御高齢というだけです。以前にはお車にも乗られていました。免許を返納されて、お車ではなく電動カートを使われているという状況です。そういった場合が見受けられます。当然、私たちにも身近な存在にこれからなっていく乗り物だと思います。

では、1つずつ再質問のほうに入らせていただきますが、この電動車椅子の購入補助ですが、全国各地の自治体、先進事例たくさんあります。私が調べた中でも、県内では、現在白川町、輪之内町、揖斐川町、大野町の4自治体が導入されているようです。補助率等々、対象者、いろんな基準がありまして、適用範囲は違うようですけれども、もし参考までにその自治体がどのような制度で行っているか、実績がもしお分かりでしたら教えていただけるとありがたいです。

○議長（伊藤 誠君） 高齢介護課長 三宅正美君。

○健康福祉部高齢介護課長（三宅正美君） お答えさせていただきます。

県内の4町の状況でございますが、白川町は対象者を65歳以上とし、補助額は対象経費の

2分の1以内で上限額を20万、年15件ほどの実績があります。輪之内町は令和4年度に事業を開始し、対象者は75歳以上、補助額は対象経費の3分の1以内で上限額を10万円、昨年度2件の実績があります。揖斐川町は今年度から事業を開始し、70歳以上で運転免許証を自主返納された方を対象とし、補助額は対象経費の3分の1以内で上限を3万円、今年度は1件の実績があります。大野町は平成31年度から事業を開始し、70歳以上の運転免許証を自主返納された方を対象とし、補助額は対象経費の2分の1以内で上限額を5万円、年3件ほどの実績があります。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

お聞きになられたように、全国もそうなんです、自治体によって対象年齢、割合、それから金額、条件様々です。

答弁でもありましたが、これから制度の在り方を調査・研究していくということですが、1つ答弁の中でいただきました免許返納者が増加されると予想されるのでという部分がありましたけれども、私としてはそれも当然大事なことだと思うんですけども、やはりいきなり免許を返納して電動車椅子に変えるというのは大分ハードルが高いと思いますので、そういった部分は十二分に調査していただきたいんですけども、例えば年齢で線引きして、免許返納者にはプラスアルファの補助をすとかそういったことも考えられると思いますので、免許返納はあくまでも一つの選択肢として考えていただけるとありがたいのかなと思っておりますし、普及の後押しにもなるのではないのかなと思っております。

その中で、今様々な制度設計があるということですが、一番大事なことは、やっぱり安全に使っていただいて、しかも安心して活用できることだと思っています。使っていただくことによって日常生活の継続が可能となって、フレイル予防であったり介護予防の効果があるということは明らかになっておりますのでぜひ使っていただきたいんですけども、制度の在り方を検討する上で、保険の加入を義務づけたり、事前の講習を受けていただくような条件を加えることも大変重要かと思いますが、現時点で結構ですので、その辺りどのようにお考えなのか教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 議員仰せの保険の加入や事前の講習を条件に補助をいただいている市町村につきましては、たくさんございます。

少し古いデータでございますけれども、平成28年に全国で発生しました電動車椅子の交通事故の件数、調べましたら155件、そのうち9名の方がお亡くなりになったという情報もございます。

そのことから、やはり安全で安心して御利用いただくことが大切でございますので、この点を考慮いたしまして、制度の在り方につきまして調査・研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

当然事故がゼロ件ということはないと思いますので、事故は起きないことが一番いいんですけども、やはりそういった場合の保障、それからせつかく免許返納していただいて交通事故を減らすためにということがもし入るのであれば、電動車椅子に乗ったがためにまた事故に遭われるということは本当にやっぱり悲しいことですので、そういった部分は制度設計の上で組んでいただきたい、そういうふうに思っております。

それから、今現在、電動車椅子を利用している高齢者の皆さんの中には、介護保険を利用して電動車椅子をレンタルされている方が見えると思います。お聞きしたところ、介護保険では、レンタルに対して介護保険は使えますけれども、購入に対しては介護保険の制度外、対象外ということだそうです。費用負担の面でレンタルか購入か検討は必要かと思えますけれども、そういった介護保険の適用を受けてみえる方が、またレンタルでなく購入を考える場合、そういった方々も制度を使っただけのような形がいいのかなと思います。

それは、レンタルということは介護保険の中でレンタル料金を払っているわけで、もし購入して自前で電動車椅子をお持ちになれば、そのレンタルに使っていた介護保険、介護サービスはほかのサービスを受けられるという可能性もございますので、そういったことも含めて検討いただきたいと思えますけれども、その辺りはどのようにお考えいただけますか。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） ただいまの介護保険でレンタルをされている方、もしくは介護保険に該当してレンタルを受けることができる方につきましては、介護保険を御利用いただくことになるかというふうに考えております。

ただ、今後調査・研究を進める中で、高齢者の方々の御意見を伺って利用しやすい補助制度となるよう検討が必要であるというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

いろんな方が使いやすい制度、どういった方がこういうハンドル形の電動車椅子を求められているかということこれから調査・研究していただきたいと思えます。

インターネットで電動車椅子の普及とか調査とか調べてみると、御答弁でもありました

けれども、令和2年の経済産業省の実証実験、インターネットでも出てきます。こちら本当に5つの自治体を対象に、55名の対象者に対して電動車椅子を实际使っていただいて、その感想であったりそういったものがまとめられています。使う前は、電動車椅子を使うことはすごくお年寄りだというふうに見られるとか、それからそれを乗るのが難しいんじゃないかというような漠然とした意見も多いというようなことが記載されておりますけれども、实际乗ってみるとそんなことはなくて、操作が簡単であったりとか、今デザイン性にも優れた機種も出てきていますので、意外に乗ってみると、本当にこれから自分がそういう状態になったときに購入を検討したい、またはレンタル制度があると使いたいというような御意見も見受けられます。

そういったことがありますので、御答弁いただいた中に、試乗会とか、それからメーカーさんの協力を得て試乗会、それからメーカーさんいなくてもいろんな集まりの中で紹介していく機会を設けていただけるということですので、ぜひ進めていっていただきたいと思えます。

もう一つは、使われる側ではなくてそれを見守る側、使わないほうの市民というか、見守るほうですけれども、やはり電動車椅子、走行するのが歩道ですので、走っていると、歩いたり走ったり自転車で通ったりするときに、若干邪魔といったらちょっと語弊がありますがけれども、そういった場面があったときに、あくまでも車椅子ですので、交通弱者ということを考えれば、譲り合う気持ちであったりとか、また店舗を利用したときに店舗内に乗り入れたり駐輪場に止めたりとか、そういった地域の理解も必要だと思いますので、そういった部分も併せて行っていただきたいことと、あともう一つはハード面。

当然、歩道を走りますので歩道の整備であったりとか、段差にはそんなに強い乗り物ではありませんので、そういった部分でハード面の整備も計画的に行っていただきたい、そんなことを要望して、これから調査・研究していただくということですので、どうか前向きに検討していただければありがたいなと思えますので、よろしくお願いたします。

では、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目、私立認定こども園における人材確保について。

国は、異次元の少子化対策として様々な取組を実施していく方針を示しています。未就学児においても、既に実施されている3歳児から5歳児クラスの利用料無償化など、「預ける側」にとっての経済的負担の軽減策や預けやすい環境が整えられつつあります。

本市においても、家庭で子育てを行う保護者のリフレッシュ、育児疲れの解消及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、市内の認定こども園で実施する一時預かり事業に利用できる「かいづ子育てエンJOYクーポン」を交付するなど、子育て支援の充実を図っています。

ただ、こういった子育てしやすい環境を整えていくためには、「受け入れる側」の体制づくりが不可欠です。施設面の整備であったり人員確保であったり改正されていく基準への対応であったり、また今まで以上に多様化する保育ニーズに対応するための保育環境の向上が求められています。

さらに、保育士については、給料面や業務の負担増などにより募集しても応募がなかったりと、その確保と育成が思ったようにできていない状況も見受けられます。

こども園で働く皆さんの負担を軽減することは、保育環境の向上につながり、子どもたちにとっても大きなメリットがあります。安全で安心できる環境で預かっていただけるのは保護者の皆さんも望んでみえるでしょうから、私立認定こども園が多い本市ではありますが、保育環境の向上を図るためのサポートは重要です。

そこで、市長にお尋ねします。

1つ目、認定こども園において、現在の保育士の配置基準はどうなっていますか。

2つ目、よりよい保育環境の整備のため、定められた基準より多く保育士を配置する場合や看護師を配置する場合、また人材確保が困難な場合に、資格を持たない支援員を配置する場合の補助を検討していただけないでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） ニノ宮一貴議員の私立認定こども園における保育士の確保についての御質問にお答えをいたします。

市内の私立認定こども園では、国が定めた保育士の配置基準に基づき、少なくともゼロ歳児は子ども3人に対して1人、1歳児から2歳児は子ども6人に対して1人、3歳児は子ども20人に対し1人、4歳児から5歳児は子ども30人に対し1人の保育士を配置しております。いずれの園も配置基準を満たした上で、それぞれの園の実情に合わせて保育士の加配が行われております。

議員仰せのとおり、今まで以上に多様化する保育ニーズに対応し、子育てしやすい環境を整えていくためには、受け入れる側のさらなる体制づくりが不可欠であります。

また、近年では、発達に課題を抱える子どもが増えていることから、個々の子どもに応じた適切な指導を行うために、十分な保育士を配置していくことが必要となっております。

しかしながら、全国的に保育士不足が深刻な課題となっており、その理由として、賃金の低さ、休暇の取りづらさ、責任の重さなどの労働環境の問題が上げられております。

このような状況を踏まえ、本市では、これまで全国市長会を通じて、保育士の勤務条件の

緩和や業務負担の軽減を図るための働き方改革の推進、新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するための研修体制の充実、保育士修学金貸付制度の拡充などについて、十分な財政措置を講じるよう、国に対して要望してきたところであります。

そうした中、次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略方針で示されたこども・子育て支援加速化プランにおいて、保育体制の充実に向けた職員配置基準の改善や給料の増額に向けたさらなる処遇改善の検討などが盛り込まれたところであります。

政府の来年度予算編成に向けたこども家庭庁の概算要求におきましても、これらの施策が事項要求として掲げられており、予算編成過程において検討されることとなっております。

こうしたことから、本市といたしましては、今後の国の制度改正や予算措置を見極めながら、本市の実態に即した支援策を検討してまいります。

それに併せて、看護師や支援員の配置に対する支援につきましても検討を進め、保育体制のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上、二ノ宮一貴議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 答弁ありがとうございました。

こちらの質問ですが、答弁でもありましたけれども、今までも市長会を通じて国に様々な要望をさせていただいておるといことで、それはありがたいことなんですけれども、実際の話、なかなかそれが実現しないという現状があります。

また、国は今、こども未来戦略方針を示され、その中でこども・子育て支援加速化プラン、その中には、職員配置基準の改善やさらなる処遇改善も盛り込まれています。国もここから10年以内、6年、7年勝負だということ、様々な子育て環境の改善に向けて取組をされると思いますけれども、やはりそれはもちろん国がやること、県がやることはありますけれども、本市としても、より本市の実情に合った対策、支援、支援策、そういったものが必要ではないのかというところで今回質問をさせていただいております。

本市では、認定こども園において、答弁にもありましたが、国が定める保育士の配置基準を満たした上でそれぞれの園の実情に合わせて保育士の加配が行われているということで、現在人員的には不足がなく保育が行われているということは大変ありがたいなと思いますし、待機児童もない状態だと認識しております。

そういった状況ではありますけれども、まず現在、本市における園児の就園率、どのような状況になっているのか教えていただけるとありがたいです。

○議長（伊藤 誠君） こども未来課長 毛利卓司君。

○健康福祉部こども未来課長（毛利卓司君） 本市における就園率の状況についてお答えします。

8月1日現在になりますが、ゼロ歳児は17%、2歳児は65%、3歳児は95%、4歳児は98%、5歳児は99%となっており、ゼロ歳児から5歳児まで全体では74.3%となっておりま
す。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

国の施策もあって、3歳から5歳児保育料の無償化もありまして、ほぼ100%の状態だと思
っています。国は、大体ゼロ歳から2歳児までの未就園児を6割と算出しておりますけれど
も、本市においても大体そのぐらいの数字、やや就園率は本市のほうが高いのかなと思
いますけれども、国の施策どおりの数字なのかなと思っています。

さらにこれから、先ほどの方針の中にもありましたけれども、今国のほうで、仮称です
けれども、「こども誰でも通園制度」という制度が検討されています。これはゼロ歳児から2
歳児を対象に、月に回数を限ってどなたでも園に預けられるというような制度だと認識し
ておりますが、まさに本市が今行っているかいづ子育てエンJOYクーポンと同じような制度
だと思っています。本市のかいづ子育てエンJOYクーポンは、3歳までに15枚というこ
とですので、ゼロ歳1歳2歳、1年に5回というようなところだと思いますが、こうした状
況がある中で、全国でも31の自治体がモデル事業としてもう既にこういった事業を行って
います。

いろんな制度をやるに当たって、問題点であったり利点が出てきているわけですが、
本市におけるかいづ子育てエンJOYクーポンですが、今年度からの新規事業です。
現在の申請件数と利用状況が分かれば教えていただきたいのと、また今後、そういった事業
の効果もあって一時預かりの利用者の増加が見込まれるかと思えますけれども、保育士の確
保等において問題はないのか教えていただけるとありがたいです。

○議長（伊藤 誠君） こども未来課長 毛利卓司君。

○健康福祉部こども未来課長（毛利卓司君） ただいまの御質問につきましてお答えさせ
いただきます。

本年度より実施しておりますかいづ子育てエンJOYクーポンですが、好評をいただ
いております。申請件数は、8月末時点で108件であり、実際にサービスの利用があった件数は、
これまでで271件となっております。

保育士の確保は問題ないかとお尋ねでございますが、各園とも受入れ可能な範囲で行
っておりまして、職員の増員については、現状では必要ないと考えております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

108件の271件ということで好評いただいております。

私も先日、ある子育てされているお母さんとお話する機会がありまして、今まだ1歳に満たない下の子と、それから今登園している上の子が2歳ぐらいなんですけれども、やはり何かいろんな状況で育児疲れじゃないんですけれども、育児をしていて本来何か体調不良でやるべきことができなくてというときに下の子を預けて、その間に家の片づけをしたり、自分のやりたいことを済ませるといふようなところでかいづ子育てエンJOYクーポンを使っているというところで聞いております。

そういった目的で交付している事業ですので、本当に利用していただいているのはありがたいなと思っておりますし、園をこれから選ぶに当たって幾つかの園を利用してみるというようにも使えますし、いろんな用途はその御家庭によって様々なのかなと思いますけれども、そういった中で、こういった制度をこれからもいろんな範囲を広げたりも検討できると思っておりますので、ぜひ有効に利用できるように、また制度の見直しじゃないですけれども、検証をしていただきたいなと思っております。

市長の答弁のほうでありました、今後は国の制度改革や予算措置などを見ながら、本市の実態に即した支援策を検討していくというところで、その後の保育体制の充実も含まれるわけなんですけれども、保育の質の向上を図るためには、やっぱり多様化する子育てニーズや発達に課題を抱える子どもの増加に対応するための体制づくりが必要であって、その中の一つとして保育士の確保もあると私は思っております。そのためには、まず本市の認定こども園における課題等を把握することから始めないといけないのかなと思っております。

現在、市と園の意見交換をするような機会はどのように設けられているのか教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 各園の皆さんに集まっていただく機会を月1回実施させていただいております。公立2園、私立7園の園長が集まる保育協会の中で、いろんな御意見を伺う場所をつくらせていただいております。

議員仰せのとおり、保育の現場では保育の質の確保、向上が求められております。私立のこども園につきましては、運営費や各補助金の範囲内で保育の質の向上を行うために効率よく保育力を高めることが課題であるということは認識をさせていただいております。

本市が市全体の保育の質の向上を図るための支援を行う役割を担っておりますので、今後も引き続き私立のこども園との連携を密にしまして、さらなる保育の質の向上に努めてまい

りたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 月1回のそういった集まる場があるということで、現状をお聞きする場、定期的にあるということは、そういったところで意見交換もできると思いますので、よろしく願いいたします。

ただ、そこに集まっていただけなのは、園の限られた方ということになると思います。そこで、1つこんな事例がありました。昨年度、三重県では、保育士や保育の現場の魅力を発信し、保育士確保や就業継続を図るため、三重県内全ての保育所及び認定こども園に在籍する保育士、幼稚園の教諭等を対象にアンケート調査を実施しています。これは、三重県保育士・保育の魅力発信事業保育士向けアンケート調査というものです。インターネットで調べてもらえれば結果も載っています。様々な結果があるんですけども、そのアンケート結果から得られた改善点について、国や市町とともに改善に向けて対策を検討していく必要があるとまとめています。

その中で1つ御紹介すると、全職員ですので有資格者じゃなくても、例えば支援員であったり調理師さんであったり、本当に働く人全ての方にアンケートを取っています。対象者としております。年齢による回答の違いであったりとか、管理職と若手職員の考え方の違いであったりとか、いろいろデータとして注目すべきデータも得られております。

本市でも、そういったより詳細な声を拾うためにこのようなアンケートを行うというのも一つの方法かなと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） アンケートの調査の実施についての御質問にお答えをさせていただきますと思います。

全国的に保育士不足が深刻化している中で、必要な保育人材をいかに確保するかが大きな課題となっております。本市におきましても、保育人材の確保、長期安定的な保育人材の定着化を図るために、保育士の現状や意向等の把握に努める必要があるということは認識をしております。

今後、保育協会の御意見も参考にしながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、問題といいますか改善すべき点ですね、そういったも

のをどこに着目するのか。それで支援策、対策等も変わってきますので、ぜひ実態の把握をしっかりといただきたいと思います。と思っております。

保育士の労働環境については、いろんなアンケートであったりとか、全国各地の自治体の調査によって浮き彫りとなっておりますが、大きく言うと、やはり賃金の安さ、それから労働環境、業務の負担の増がどこの調査でも上がってきております。

本市では、現在加配までできるぐらいの人員が確保できているということですが、これから少子化が進むとはいえ、本市は「子育て世代に選ばれるまちづくり」というスローガンの下、政策を打ち出しておりますので、これは減ることばかり考えているわけではなくて、やはり人材の確保は、たとえ子どもの数が減ろうが、増えたら当然要るんですけれども、今からやっていかないと、今働いてみえる方が辞められたらまた働いてくれるという保証はどこにもありません。こちらに見える市の職員も一緒です。やっぱり人材というものは、今いる方は確実に確保しながら育てていくべきだと僕は思っております。国や県に対しての要望も当然必要ですけれども、今できることから、本市独自の支援策を行うことで特色を表して、これからも海津市内のこども園で働きたい、またこれから働こうと思う方が海津市のこども園で働きたいと思ってもらえるような魅力を発信していくことも一つ重要だと思っております。

本市においては、私立の認定こども園が多い状況ですので、なかなか行政がそのままダイレクトに何かというところが難しい部分もあると思っておりますけれども、しっかりと連携していただいて子育てしやすい環境、そのためには受け入れる側の体制の強化をこれからも目指して支援策を打ち出していただきたいと思います、そんなふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

要望ですが、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで二ノ宮一貴君の一般質問を終わります。

◇ 浅井まゆみ君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、9番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

〔9番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○9番（浅井まゆみ君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私は視覚障がい者の情報取得について、AEDのさらなる活用について、2点いずれも市長にお伺いいたします。

1点目、視覚障がい者の情報取得について伺います。

全ての障がい者が、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害

者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。

ところが、今でも視覚障がい者にとっては、情報の取得や利用に多くの苦勞があります。内閣府のホームページにも以下のように記載されています。

視覚障がいのある方は必ずしも点字を読めるわけではなく多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して印刷したものを活字文書読上装置を使って音声化する方法がありますと。

事実、視覚障がい者は、自宅に届く郵便物などは補助ボランティアに代読してもらうか文字コード情報に変換して、読み上げ装置やアプリで聞いていると言われていました。

視覚障がいの手帳を持っている人のうち、点字が読める人は僅か1割。他の疾病や高齢化などで、文字を読みづらい人は160万人との報告もあります。

「音声コード」というのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える二次元のバーコードです。この中に文字情報を記録できます。印刷物に音声コードがついている場合、紙媒体の端に「切り欠き」と呼ばれる半円の穴がついているため、視覚障がい者はそこを指で触れば音声コードの場所が分かります。

例えば代表的な一例として、選挙の「投票所入場券」。自治体から封書で届きますが、ほとんどの自治体が発送するこの封書には音声コードがついていません。このため、何の封書か分からないため、誤って捨ててしまうことだってあるわけです。また、最近の重要な例では、「ワクチン接種券」も同様です。

そこでまず、せめて国や地方自治体などから送られる公的な通信文書や広報など印刷物、また年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには音声コードの記載が必須です。また、封書の場合、封書の表書きに音声コードがついていても、肝腎の封書中の紙媒体に音声コードがついていない場合は内容が理解できません。

全ての障がい者が、障がいの有無によって分け隔てることなく情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整っているわけですから、本市から市民に送付される公的な通知について、この音声コードの普及を早急に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 浅井まゆみ議員の視覚障がいのある方の情報取得についての御質問にお答えをいたします。

視覚に障がいのある方が、地域において自立し安心して生活を送るために、情報の取得は

極めて重要であります。

このため、本市では、文書や図書などの文字情報や点字情報を変換し、音声で読み上げることのできる福祉機器の購入に対する助成制度を設けており、視覚に障がいのある方の情報の取得を支援しております。

また、市政の情報やまちの出来事をお知らせするため、市民ボランティア団体「やまびこ」の御協力の下、市報を音訳したCDを希望される全ての方に「声の市報」としてお届けしております。

さらに、令和4年5月からは、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に合わせ、自動読み上げ機能を備えた電子版の市報の配信サービスを開始し、情報提供の多様化と充実に取り組んでいるところであります。

今後につきましても、視覚障がいのある方が十分な情報の取得やその利用ができるよう、一人ひとりに寄り添った支援を行ってまいります。

議員仰せの音声コードは、文字情報を二次元コードに変換したもので、スマートフォンやタブレット端末などを用いて、その内容を音声で聞くことができます。また、QRコードとは異なり、通信環境は必要ないことから、視覚障がいのある方の情報取得の選択肢の一つとして有効であると考えております。導入につきましては、視覚障がいのある方の御意見や普及状況等を踏まえ、調査・研究を進めてまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、いわゆるこの障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、障がいのある人の情報アクセスや意思疎通に関する施策を総合的に推進することを目的とし、その実現のため、国や自治体に対し、情報伝達機器やサービスの開発に対する助成や防災、防犯情報を迅速に確実に得られる設備や機器の設置、多様な手段で緊急通報ができるような仕組みの整備などを求めています。手話や字幕、点字の提供など、情報分野でのバリアフリー化を促進する重要な法律であります。

新法制定の背景には、障がい者が様々な情報格差に直面している現実があります。東日本大震災では、津波により甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島の前3県における聴覚障がい者の死亡率は住民全体の2倍近くに上り、防災無線が聞こえずに逃げ遅れたことが理由の一つと指摘されています。今もなお、災害ニュースに字幕や手話通訳がつかないケースがあるな

ど、課題が指摘されています。

新法を踏まえ、こうした現状が早急に改善されることが期待されます。自治体にも対応が求められています。行政が発信する災害情報や社会生活に必要な情報、各種行政手続や相談窓口等において、点字や手話、音声などの対応等、同法に基づく具体的な対応が求められています。

今回は、視覚障がいの方のための音声コードを提案させていただきました。先ほど市長より、本市における現在の対応状況に御答弁をいただきました。市民ボランティアの方に御協力をいただいているとのことで、大変ありがたく感謝申し上げます。視覚障がい者の方は、御家族の方がお見えになる方は大丈夫かと思いますが、やはり独居の方は大変かと思えます。

第6期海津市障害福祉計画によりますと、視覚障がい者の方は、令和2年ですが、90名いらっしゃったということですが、現在視覚障がい者の方はどのくらいいらっしゃるのか、そのうち独居の方は何名くらいいらっしゃるのか教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 社会福祉課長 高橋智宏君。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智宏君） お答えします。

市内の視覚障がいのある方で障害者手帳をお持ちの方は、8月末現在で75人お見えになります。また、そのうちお一人暮らしのお住まいの方は15人です。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中に、文字や点字を変換し音声で読み上げることができる福祉機器というのですが、それはどういったものなのか、少し教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 社会福祉課長 高橋智宏君。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智宏君） お答えします。

この機器につきましては、郵便で送られてきました活字文書など、文書を原稿台に載せましてスキャンをすることで、その内容が音声となって読み上げる装置でございます。

また、原稿を逆さまにセットしても情報を正しく読み上げることができますし、点字文書についても読み上げが可能で、視覚障がいのある方の情報取得の支援を行う用具の一つとなっております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

ということは、この音声装置で文字をスキャンすれば、点字でも音声で文書が聞ける、聞き取れるということですね。

この機器の費用を助成しているということなんですけれども、自己負担というものはあるのでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 社会福祉課長 高橋智宏君。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智宏君） お答えします。

原則、購入機器の1割が自己負担となります。ただし、住民税非課税世帯におきましては、自己負担はございません。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

自己負担というものがいずれにしても発生するわけでございますので、行政から発行する文書等には、やはりこの音声コードが必要ではないかと思っておりますので、前向きに御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、音声コードの導入に関して視覚障がい者の方の御意見を聞いていくということですが、どのように聞かれるのか教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） まず、10月に社会福祉協議会が主催されます障がい者の方を対象とした会合が開かれます。その席におきまして、視覚障がいのある方に情報の入手手段や困り事、要望などをお聞きしたいなど、お聞きするためのアンケートを実施させていただきたいというふうに考えております。

また、それを踏まえまして、個別のヒアリングを実施させていただくなど現状把握と、本市の取組につきましてもその場で周知をしていきたいというふうに考えております。

あわせて、岐阜にございます盲学校に通います子どもたちの現状につきましても、先生のほうからいろいろお話を聞く機会をつくっていききたいと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

岐阜市のホームページを見せていただきましたら、読み上げ機能のほかに文字の大きさや色合いを変更する機能もありました。本市でもらせていただきましたら、大きさや色合いを変える機能はあったんですけれども、読み上げ機能というものはアプリを取らないといけない仕組みになっています。そこで、ホームページから直接使えるような機能にさせていただくことより便利かと思っておりますので、こういったことも研究していただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、関係者、関係団体から様々な御意見を聞きながら、今後さらなる支援の充実に努めていただきたいと思います。誰一人取り残さない社会の実現に向け、引

き続きの取組をお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

次の質問に参ります。

AEDのさらなる活用について伺います。

救急車は平均7分から8分で到着しますが、心臓が止まって5分で脳への後遺症が始まります。少しでも蘇生の可能性があれば、その可能性にかけた積極的な応急手当てが望まれます。そして、応急手当ての一番の目的は、生命を救うこと、「救命」にあります。そのことから、傷病者のいる現場に居合わせた人による応急手当てが不可欠です。

我々にもできるその手段は心肺蘇生、AEDを用いた除細動、気道異物除去の3つです。AEDは、除細動が必要ない場合には通電されないなど安全に設計されていますが、触ったことがない方には抵抗があると思います。また、応急手当てにおいて、悪意、また重大な過失がない限り法的責任に問われる心配がないという認識を広げることも重要です。積極的に配置し正しい理解が進むことで助けられる命があるなら助けたい、そのような思いから取り上げさせていただいております。

まず、市内のAEDの設置状況、市民の認知度について認識を伺います。

次に、総務省が公表している2022年のデータによると、目撃者の前で心臓病で倒れた人が1か月後に社会復帰する率は、心肺蘇生なしだと3.2%ですが、実施すると9.7%、AEDも受けた場合は40.1%に高まるといいます。

ところが、傷病者が女性の場合、素肌を出して電極パッドを装着することをためらう人が多い人が課題となっています。

全国の多くの自治体では、AEDの収納箱に傷病者のプライバシー保護のため上半身にかぶせて使う三角巾を配備しているところがあります。止血や固定などの処置にも活用できるということです。

収納箱には三角巾のほか、女性に配慮したAEDの使い方などを案内する説明書も添えられています。説明書では「パッドを素肌に直接つけることができれば、ブラジャーを外す必要はありません」「パッドを貼った後に上から上着やタオルをかけても大丈夫です」などと紹介されています。

三角巾などを使って、ちゅうちょせずに迅速なAEDの使用で、救命のチャンスは多くなります。そこで、本市でもAEDに三角巾を配備してはいかがでしょうか。

次に、学校を含む公共施設に設置されているAEDの屋外設置について伺います。

屋外に設置する保管ボックスは安価なものではありませんが、10万円後半のものが多いと言われています。それで助かる命があるならば決して高くはないと考えます。

学校など屋外に設置することが適している公共施設については、保管ボックスで屋外に設置できないか、以前にも一般質問で要望させていただきましたが、その後の検討状況を伺い

ます。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 浅井まゆみ議員のAEDについての御質問にお答えをいたします。

1点目のAEDの設置状況につきまして、本市では、市及び指定管理者が管理運営する全44の市有施設に計50台のAEDを設置しており、市が主催する救命講習や市民が参加するイベント等の機会を活用して、AEDの操作方法などの周知を図っております。

こうした取組により、市の施設にAEDが設置されていることにつきましては、多くの市民に御理解いただいているものと考えておりますが、AEDの有効性・安全性については、まだまだ周知が足りていないと認識しております。

このため、今後につきましても、救命講習などの様々な機会を通じて、誰もがAEDをちゅうちょなく安全に使用できるよう、AEDの使用に対する市民の理解増進を図ってまいります。

2点目の三角巾の配備につきまして、議員仰せのとおり、女性のプライバシーに配慮し、AEDに三角巾等を備え付けている自治体が全国的に増えております。

このため、議員の御質問の趣旨を踏まえ、さきに答弁いたしました全50台のAEDに速やかに三角巾を備え付けるよう指示し、先月末までに取扱説明書とともに配備を完了したところであります。

3点目のAEDの屋外設置につきまして、AEDを使用する場合、心停止からの時間が短ければ短いほど高い救命率が期待できることから、いつでも使用できるよう、屋外体育施設にAEDを設置することは極めて有効であると考えております。

「助けられる命があるなら助けたい」との思いは私も同じであります。このため、令和6年度の夏をめどに、小・中学校のグラウンドを含む全ての屋外体育施設に適切に管理できる収納ボックスを設置し、AEDを配備してまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） 前向きな答弁、大変にありがとうございました。

女性に配慮した三角巾を早速配備していただいたということで、ありがとうございます。

せっかく配備していただいても、市民の方が知らないということでは何なりませんので、周知していただくことが大事だと思いますが、どのように周知をされますか、お伺いいたし

ます。

○議長（伊藤 誠君） 消防長 伊藤求君。

○消防長（伊藤 求君） お答えいたします。

既に市ホームページに掲載をいたしました。また、市報やこれからの救命講習と各種イベント等で周知をしております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） よろしく願いいたします。

AEDの屋外設置についても、小・中学校のグラウンドを含む屋外体育施設へ来年度設置していただけるとのことで、大変にありがとうございます。

市内へ来年度設置されるのは、全部で何か所になりますか。

それから、県内の市町村の屋外設置の設置状況について、分かれば教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 消防長 伊藤求君。

○消防長（伊藤 求君） お答えいたします。

県内のAED屋外設置状況でございますが、公共施設の屋外設置を積極的に実施している市町村は、多治見市、瑞浪市、高山市、山県市の4市でございます。

また、来年度設置予定の場所につきましては、小学校の統合等もございますが、現時点では小・中学校13校、海津グラウンド、平田グラウンド、南濃グラウンド、南部グラウンド、南濃グラウンド・ゴルフ場の計18か所でございます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

屋外設置については温度管理が難しいと思いますが、適切に管理できる収納ボックスとはどのようなものか教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 救急指令課長 加賀誠君。

○消防本部救急指令課長（加賀 誠君） AEDを適切に管理できる収納ボックスにつきましては、屋外使用に耐えられる防じん・防水機能を有し、またボックス内の温度をAEDの環境条件であります0度から50度以内に管理ができる断熱材入り二重構造の専用の収納ボックスでございます。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

それで、これまで救急現場で市民の方がAEDを使用したケースはどのくらいあったのか

教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 救急指令課長 加賀誠君。

○消防本部救急指令課長（加賀 誠君） お答えします。

救急の現場で市民などがAEDを使用した件数でございますが、過去3年間の統計では、令和2年2件、令和3年4件、令和4年6件であり、約7割が高齢者福祉施設、約3割が温泉施設になります。

なお、市民の方が実際に電気ショックをされたケースはございません。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

AEDを使用したケースは先ほどお伺いした件数でした。電気ショックまでは行ってないということはどういったことでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 救急指令課長 加賀誠君。

○消防本部救急指令課長（加賀 誠君） お答えします。

この令和2年2件、令和3年4件、令和4年6件でございますが、AEDの電源を入れましたが、AEDが作動する心室細動が起らず、電気ショックがかからなかったというケースでございます。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） 分かりました。機器のほうがそのように察知したということで、動かなかったということですね。それはよかったです。ありがとうございます。

それからもう一点、未就学児のAEDについても配備していただいていると思いますが、小児に対するAEDの使用について教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 救急指令課長 加賀誠君。

○消防本部救急指令課長（加賀 誠君） 小児に対するAEDの使用につきましては、まずパッドと使用モードの切替えが必要になります。おおよそ6歳未満の小学校に入るまでが未就学児の区分になり、小学生からは大人の区分になります。

AEDは、未就学児用、大人用の2種類の電極パッドが入っている機種と、未就学児用モードに切り替える機種の2種類があります。本市の公共施設のAEDにつきましては、切替えスイッチがついている機種であり、電極パッドは兼用で、付け替える必要はございません。未就学児であれば、AEDの電源を入れ未就学児用モードに切り替えましたら、音声メッセージの指示に従って操作をするだけです。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

ということは、小児用のパッドはなくても、使用モードの切替えだけで使えるということですね。ありがとうございます。

今後もいざというときに市民の方がちゅうちょなくAEDが使用できるように、法的責任も問われないことも含め、しっかりと周知していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、日頃より消防業務に関わる、また救急業務に関わる全ての方に対しまして、市民の安心・安全、命を守るために御尽力いただいていることに感謝申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

ここで15時45分まで休憩といたします。

（午後3時32分）

○議長（伊藤 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時44分）

◇ 橋 本 武 夫 君

○議長（伊藤 誠君） 6番 橋本武夫君の質問を許可します。

橋本武夫君。

〔6番 橋本武夫君 質問席へ〕

○6番（橋本武夫君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、今回は2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、生成AIの活用と課題について、市長、教育長に伺います。

生成AIの活用と課題について。

本年4月に、神奈川県横須賀市が対話型人工知能チャットGPTを試験導入して以降、生成AIを業務で活用する自治体が増加しています。

生成AIを文章の作成、誤字脱字や文章の流れの確認、会議録の要約、業務提案などのアイデア生成、翻訳、エクセルの関数作成などに活用することによって、職員の業務負担軽減や市民サービス向上につながることを期待されており、実際、横須賀市でチャットGPTを利用した職員へのアンケート結果によると、仕事の効率について「大幅に上がる」と「上がる」の回答を合わせると82.5%に上っています。

他方、個人情報の漏えいやプライバシー侵害、著作権の侵害などの課題が想定されること

や、誤った情報を伝えるリスクがあるとして、利用に慎重な自治体も見られます。

それらの課題やリスクへの対策として、生成A Iを業務に導入している自治体では、データ入力時には個人情報を入力しないこと、入力データがA Iの学習に使われない設定にすること、生成物の利用時には、利用の仕方が妥当か、個人ではなく所属で判断すること、そのまま利用せず、正確性など批判的な視点で確認すること、正確性が曖昧な状態で回答を利用しないことなどのガイドラインを策定しています。

横須賀市の上地市長はインタビューに、「チャットG P Tを活用すれば、よりスピーディーな意思決定につながる上、報告にかけていた時間を建設的な議論の時間に充てることもできる。少子高齢化が進む一方で、行政へのニーズは多様化している。機械にできることは機械に任せ、職員は地域を歩きながら、フェース・ツー・フェースで市民の困り事を聞き相談に乗るような、人間にしかできないことに注力して行ってほしい。それが行政の理想の姿だと考えている」と答えています。

生成A Iを市の業務に導入することについて、市長の考えをお聞かせください。

本年7月4日、文部科学省から、「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」が示されました。

その中では、基本的な考え方として、学習指導要領が情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力と位置づけていることを指摘しており、生成A Iの仕組みの理解や学びに生かす視点、将来使いこなす力を意識的に育てる姿勢が重要だとしています。一方、生成A Iは発展途上で、個人情報の流出、著作権の侵害、偽情報の拡散、批判的思考力や創造性、学習意欲への悪影響などの懸念も指摘されており、子どもの発達段階を十分考慮する必要があると明記しています。

教育での利用に当たっては、利用規約の遵守に加え、生成A Iの性質やメリット・デメリット、A Iには自我や人格がないこと、全てを委ねず自分の判断や考えが重要であると理解させること、発達段階や子どもの実態を踏まえた見極めが重要であり、そのためには教師に一定のA Iリテラシーが必要であるとしています。

また、生成A Iの校務での活用については、民間企業などと同様、個人情報や機密情報の保護に細心の注意を払いながら、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として活用することが考えられることから、教員研修など準備が整った学校での実証実験を推進し、多くの学校での活用に向けた実践例を創出することとしています。

文部科学省は今回のガイドラインについて、一律に禁止や義務づけを行う性質のものではなく、また今後も機動的に改訂するとしています。

そこで、このガイドラインに対する評価と学校での生成A Iの活用について、教育長に考えを伺います。

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

初めに、市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 橋本武夫議員の生成A Iについての御質問にお答えをいたします。

生成A Iにつきましては、様々な分野への活用が期待されており、本市におきましても、業務の効率化により、本来注力すべき業務への集中や時間外勤務の縮減につながるなどの大きな効果が期待されることから、早期の導入が必要であると考えております。

このため、令和5年3月に策定をいたしました海津市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画において、DXによる行政事務の改革を基本方針の一つに掲げるとともに、今月中の策定を予定する第2次海津市行財政改革大綱にデジタル技術を活用した行政運営の効率化を盛り込み、生成A Iをはじめとするデジタル技術の業務への活用を進めているところであります。

具体的には、本年7月に職員27名による検証チームを立ち上げ、チャットG P Tの業務への活用に向け、様々なケースを想定した質問とそれに対するチャットG P Tの回答を評価することで、活用効果の検証と課題の洗い出しを行っております。

現在までのところ、27名中26名の職員から、業務効率が上がるといった肯定的な意見がある一方、情報漏えいのリスクや生成される回答の精度の低さ、著作権侵害などを懸念する意見があったところであります。

今後、この検証を9月末まで継続して結果を取りまとめるとともに、機密情報の入力制限や生成された回答の精査、著作権の遵守などの留意事項を盛り込んだガイドラインを年内をめどに策定してまいります。

また、チャットG P Tは与える情報により、生成される回答の精度が変わることから、職員自身が質問の内容を工夫し、精度の高い回答を引き出せるよう、ガイドラインの策定に合わせて活用事例集を作成してまいります。

これらにより、全ての職員が生成A Iを効果的に活用することで、さらなる市民サービスの向上につなげてまいります。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 橋本武夫議員の生成A Iの活用と課題についての御質問にお答えします。

「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」につきまして、このガイドラインは、生成A Iに関する政府全体の議論やG 7教育大臣会合における認

識の共有、幅広い有識者や中央教育審議会委員からの意見聴取を経て、学校関係者が生成A Iの活用の適否を判断する際の参考資料として作成されたものであり、大いに活用していくべきものと考えております。

本市といたしましては、このガイドラインを参考にしながら一定のルールづくりを行い、現在運用しておりますタブレット使用のルールに、生成A I活用に関わる内容も付加してまいります。今後も国や県の動向を注視しながら、適時適切な利活用を進めてまいります。

次に、学校での生成A Iの活用につきまして、子どもの発達段階を十分に考慮し、慎重な対応をしながらも、どのように学びに生かしていくかという視点を大切にして、生成A Iがどのような仕組みかを理解させ、正しく利用できるよう、児童・生徒へ指導してまいります。その際、「生成A Iを使ったその先にどうしたいのか」という視点を重視してまいります。

また、校務の効率化等、働き方改革の一環としての活用につきましては、国のガイドラインを基に進めてまいります。

いずれにしましても、教職員が新たな技術に慣れ親しみ、利便性や生成A Iが抱える課題などを理解した上で、生成A Iリテラシーを高めていく必要があります。このため、今後生成A Iの研修会を実施し、授業に使う教材のたたき台の作成や学校運営に関わる文書作成などの教育活動に生かしてまいります。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6番（橋本武夫君） ありがとうございます。

まず、市長のほうに再質問させていただきます。

文書生成のA Iを活用する際に、まずそのリスク対応として、業務で活用できる環境をどう用意するかというのが最初の問題であります。

本市におけるその環境整備についての説明をお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） C I O補佐官 子安弘樹君。

○総務部参事情報化統括責任者（C I O）補佐官（子安弘樹君） それでは、業務で活用できる環境についてちょっと御説明させていただきます。

現在、検証に使用しているツールにつきましては、自治体職員のみが利用できる、インターネットとは分離されたネットワーク上で提供されています。ふだん職員が業務で利用しているパソコンでそのまま使用することができます。

また、入力された内容については、機械学習に使用されない設定になっておりまして、情報漏えい対策がなされています。

生成A I を安全に効果的に利活用する上では、セキュリティーと利便性の高さが必要だと考えます。導入に向けましては、それに対応したツールを選定してまいりたいと思っております。以上です。

[6 番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6 番（橋本武夫君） 分かりました。文書生成A I を活用するに当たって我々市民が一番懸念しているところは、個人情報の漏えいのリスクであります。

そこで、ちょっと確認をしておきたいんですけども、先ほどの子安参事の回答とは別に、入力データがA I の学習に利用される設定で個人の情報を入力した場合とか、入力データがA I の学習に利用されない設定であったとしても、業務上必要でないのにいたずらに個人情報を入力した場合、そういった場合には、個人情報保護法に抵触する可能性があると考えます。

本市においては、こういった事態が起こらないように対策されているものとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） C I O 補佐官 子安弘樹君。

○総務部参事情報化統括責任者（C I O）補佐官（子安弘樹君） 個人情報保護に関する部分の回答をさせていただきます。

さきの質問でも触れましたけれども、生成A I については、入力された内容をA I の機械学習に使用することが懸念されております。個人情報を含んだ質問を入力することは、御指摘のとおり、個人情報保護法の規定に違反することになります。

また、海津市情報セキュリティポリシーでは、機密性の高い情報の利用については厳しく規定をしております。

そのため、入力内容を機械学習に使用しないツールの選定をするとともに、個人情報をはじめ、機密情報の入力制限や生成された回答の精査、著作権の遵守などの留意事項を盛り込んだガイドラインを策定し、遵守してまいります。以上です。

[6 番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6 番（橋本武夫君） 我々市民のリスクに対して十分配慮されているということで安心しております。

こういった文書生成A I を活用していただくのは十分ですけれども、回答の質というものを高めていく場合、またそれによって作業の効率化を進めるというためには、入力方法を工夫するプロンプトエンジニアリングというものが重要視されていると言われております。こういった面も活用事例集などを作って職員に浸透させていくということでございますので、

そういった技術的な面というのもしっかりと検証をしていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

次に、教育長のほうに質問させていただきます。

この文科省の暫定的なガイドラインが発表されたのが夏休み前の7月4日というところで、長期休業期間中の生徒、児童への影響といったものも考慮されたタイミングで出されたものかなというふうに思っております。

文書生成A Iでは、その利用規約によって年齢制限がございまして、チャットG P Tでは13歳以上18歳未満は保護者の同意が必要、B i n g A Iチャットでは未成年者は保護者の同意が必要、B a r dは18歳以上というふうに定められております。

このことから見ましても、保護者に対する啓発、注意喚起も必要だと思っておりますが、この点の対策はどのようにされておりますでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 議員仰せのとおりで、これはちょうど7月4日で夏休み前でございました。これを受けて、小・中学生の生成A Iの利用について各家庭で話題にさせていただく、そういった資料ということで、岐阜県教育委員会がこのようなリーフレットを作成しまして、ここに事細かにその危険性といいますか、そういったものについて述べてあります。こういったものを、ちょうど市内の小・中学生にも配付をしたところでございます。

今後、学校で行える保護者対象の情報モラルのそういった研修等がございまして、そういった中でもこの生成A Iの利用について話題にしてもらって、ガイドラインの内容の周知を図ってまいりたいなど、そんなふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6番（橋本武夫君） ありがとうございます。

これは仮の話なんですけれども、生徒が文書生成A Iを使ってレポートとか読書感想文であるとかといったものを作ってきた場合、先生方にこれは分かるものなんでしょうか。

また、そういった生徒がもし仮にいた場合には、どのような対処をされるお考えでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） この件に関わっては、私も一回やってみましたら、本当にもうあつという間にできてしまうんですね、感想文なんかの宿題に関わる内容は。それは教職員もみんな同じで、これを使うとすぐにできてしまうものなんだなということは理解していますので、そういったものを使われるような課題を出すということに問題があるというふうに私考えておりますので、そんな点を踏まえて、先生方、課題を出しているというふうに思ってい

ます。

ただ、今後、子どもたちの使い方については、十分使ってはいけない例と使うといいという例と丁寧に示しながら、子どもたちに理解をさせていきたいなというふうに思っています。頭ごなしに、使ったから駄目だぞという叱り方はしないで、どういう危険があって、この利用の仕方はどういうふうにしていったらいいのかというところを丁寧に指導してまいりたいなというふうに思っております。

これからも、情報モラル教育は各学校で行っておりますので、その中で必ずこの生成AIの利用の仕方についても重点的に理解できるように指導してまいりたいなと、そんなふうに思っております。

[6番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6番（橋本武夫君） 丁寧なお答えありがとうございました。

今回、教育長に質問させていただいた初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインというものの、これでございますけれども、暫定的と書いてあった上に、わざわざここにVer1.0、機動的な改訂を想定というふうにかかれております。

これは、先ほど御答弁にもありましたが、広島AIプロセスに基づいた様々なルールづくり、そういったものの進展とか科学的知見の蓄積など、そういったものを踏まえて機動的に改訂を行うということだと思います。改訂された際には迅速に対応していただくことを希望して、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは2点目、地域活性化起業人（企業人材派遣制度）などの活用についてお尋ねをいたします。

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）は、三大都市圏に所在する企業の社員が、そのノウハウや知見を生かし、一定期間（6か月から3年）、地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安全・安心につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏への人の流れを創出できるよう、このような取組に対して総務省が必要な支援を行う制度です。本制度は、過疎地向けに平成14年度に始まったもので、令和3年度から対象の市町村が大幅に拡大され、令和5年4月1日現在1,432市町村が受入れの対象となっています。本市は、令和4年度に新たに受入れ団体に指定されています。

本制度は、地方自治体にとって、例えば、マーケティング技術を生かした観光客の誘客や地域特産品の販路開拓、企業のノウハウを生かした地域中小企業支援や中心市街地活性化の実施、専門的知識を生かしたデジタル化の推進など、企業で培われた人脈やノウハウを生かしながら、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開することができるというメリットがあり、また企業にとっても、新しい形の社会貢献ができることや多様な経験を積むことによる

人材育成ができること、経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見できることなどのメリットがあることから、令和4年度は、前年比6割増しの618人が368市町村に赴いています。

三重県いなべ市では、平成30年度から制度を活用して、平成30年度は3人、令和元年度8人、令和2年度11人、令和3年度15人、令和4年度22人を受け入れており、派遣された人たちは、防災対策、アウトドアシティ推進支援、自然とふれあう体験事業支援、ICT活用支援、ICT教育支援、新規事業等調査支援、廃棄物処理施設運営支援、修学旅行・社会見学受入れ支援、芸術文化の振興支援、療育支援など様々な事業に取り組まれています。

財政支援については、派遣元企業に対する負担金など、起業人の受入れ期間中に要する経費、上限年間560万円、1人当たりです、起業人が発案・提案した事業に要する年間経費1人当たり年間100万円、措置率0.5などの特別交付税措置が講じられることとなっており、受入れ自治体にとって活用しやすい制度になっていると言えます。

本市においても、地域活性化起業人（企業人材派遣制度）を活用する考えはありませんか。本市が既に活用している制度として、地方創生人材支援制度があります。この制度においては、新たにデジタルを活用して地方創生を担当するデジタル専門人材、地域脱炭素の取組を通じた地方創生を担当するグリーン専門人材が民間専門人材の一分野として整理されています。

令和5年3月に策定された海津市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画、海津市地球温暖化対策実行計画を包含する海津市第3次環境基本計画の2つの計画を着実に遂行するために地方創生人材支援制度を活用したデジタル専門人材、グリーン専門人材の派遣受入れを考えてはいかがでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 橋本武夫議員の外部人材の登用についての御質問にお答えいたします。

本市では、先ほど答弁いたしました第2次海津市行財政改革大綱の案に、民間等の外部人材を積極的に登用する方針を盛り込んでおり、既にその準備を進めているところであります。

具体的に、まず企業人材派遣制度につきましては、さきの第2回定例会で片野治樹議員の御質問に答弁いたしました、移住希望者に総合的なコーディネートを行う「移住定住コンシェルジュ」の民間からの登用を目指し、総務省への募集手続を完了したところであります。

そして、このほど9月1日から、総務省を通じて全国の事業者に本市の募集が公表されたところであり、今後も引き続き同制度の活用を図ってまいります。

また、地方創生人材支援制度につきましては、現在サントリーホールディングス株式会社

から、総務部未来創生マネージャーとして柴澤参事の派遣を受けております。

柴澤参事は、企業で培った人脈やノウハウを生かし、様々な企業と海津市とのパイプ役となって本市の活性化に取り組んでおり、幅広い分野で成果を上げております。

なお、議員の御質問のデジタル人材の登用につきまして、本市は既に公募により、CIO補佐官を令和3年度から特定任期付職員として採用しており、現在、DXの推進による市民サービスの向上や生成AIの業務への活用などの取組を進めております。

今後も引き続き外部人材を登用する様々な制度を活用し、グリーン人材を含めた幅広い人材を外部から登用できるよう取り組んでまいります。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6番（橋本武夫君） 既に企業人材派遣制度については、移住定住のコンシェルジュについての手続を完了されたということで、さらに今後も活用していくという前向きな御答弁をいただきましたが、お答えいただきました未来創生マネージャーの柴澤参事、また情報化統括責任者補佐官の子安参事、また今回手続を完了したと言われる移住定住コンシェルジュは、恐らく企画財政課の配属になるのかなというふうに想像されます。

民間の外部人材が、どうしたわけか東館の3階、総務部のみにしかいらっしやらないというのも若干変な話なのかなあというふうに思っております。その他の部署でも、民間の外部人材のノウハウを借りたいところがあるんじゃないかというふうに思っております。

今回取り上げました地域活性化起業人（企業人材派遣制度）として派遣されているところは、交通の部門であるとか観光部門であるところが結構多いようです。本市においても、それぞれの事業を担当する課が、うちの課が担当するこういった事業について、こんな知見を持った人材が必要だということを人事の担当者に提案して、それを受けてマッチングをして外部の民間人材を受け入れるというのがあるべき姿だというふうに考えておりますけれども、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 総務部長 大橋隆幸君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（大橋隆幸君） 外部人材の事業課等のニーズの把握につきましては、例年8月から9月頃に、次年度に向けて、施策等の方向性について課ごとに協議を行っております。

それで、この協議の中で外部人材についても協議していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6番（橋本武夫君） これから協議していきたいということでよろしいですね。ということは、ここにいらっしゃる部長さん方はもちろん、今別室でモニターを御覧になっている各課長さん方もどしどし民間人材派遣の要望を上げていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

先ほどの答弁にもございましたが、現在本市で仕事をしていただいている民間の人材、柴澤参事も子安参事も期限付で来ていただいているわけでございます。期限が切れた途端に仕事が止まってしまうというようなことがないように、ノウハウは吸収していくという姿勢が必要なのではないかなというふうに思っておりますけれども、内閣府の地方創生のホームページに、地方創生人材支援制度を活用している市町村のインタビュー動画がございます。

本市も取り上げられておまして、その中で柴澤参事が、「今私がやっている仕事をこれから先も職員の方に引き継がれるような形にもっていくことを考えながら今仕事をしていきます」というふうにおっしゃっておられます。また、参事と一緒に仕事をしておられる若い職員さんが、「柴澤参事のように広い視野を持って業務に携わりたい。また、前例を踏襲するのではなく、新しいやり方で業務に携わりたい」というふうに答えておられまして、柴澤参事には非常によい影響を与えていただいているなあというふうに思っているところでございます。

ただ、この参事と一緒に仕事をしておられる方は勉強できていると思うんですけども、それだけでは非常にもったいないなという気がいたします。その他の職員の人もそういったことを共有できるような仕組みがあるといいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 総務部長 大橋隆幸君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（大橋隆幸君） 外部人材の持つノウハウの共有につきまして、職員の育成については、議員仰せのようにノウハウを共有するということが非常に有効でありますので、今後は外部人材の方による研修、あるいは外部人材の下で仕事をしてきた職員による勉強会などの機会を設けて、職員の育成を図ってまいりたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6番（橋本武夫君） 非常にいい答弁をいただきました。ぜひとも実現していただけるように、よろしく願いをいたします。

今回、国の支援のある制度の活用ということで質問させていただきましたけれども、そういった制度を活用する以外の方法もあるということで、ちょっと紹介をしたいと思います。

広島県の福山市では、重要な施策を効果的に推進するため、外部の新しい発想を取り入れていく必要があると、そういった考えから、2018年3月から民間企業の高度な専門人材を戦略推進マネージャーという兼業、副業で採用しております。

最初は、人口減少対策人材を転職サイトビズリーチで募集をかけた。そうすると、応募者が395名。優秀な人材が多かったので、当初1人だけだった予定を5人採用することになりましたということだそうでございます。その後も、デジタル技術の社会実装に向けた支援とか福山城の築城400年記念事業など、イベントの総合プロデュースなど様々な外部人材を採用しているということでございます。

こういった多様化する市民ニーズに対応するために必要な人材を確保すると。そのためには様々な手段を講じていかなければならないというふうに思っておりますけれども、そういった点について何かお考えはございますでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 総務部長 大橋隆幸君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（大橋隆幸君） 先ほどの市長答弁でもありましたように、様々な制度を活用し、幅広い人材を外部から登用できるよう取り組んでいくというふうに答弁しておりますので、このように進めていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 橋本武夫君。

○6番（橋本武夫君） ありがとうございます。

どのような形で外部の民間人材を採用するかということは、形ではなくて、いかにそういった人材を活用しながら本市の事業を進めていくかというところで、そこが大事なところでございますので、あらゆる手法を使いながら民間のノウハウを利用して、今までの市の職員だけではできなかった仕事、そういったものをどんどん解決して行って市民の要望に応じていくと、そういったところが大切だろうかと思います。その辺り注意をしながら、積極的に民間の外部人材を登用していただきたいなというふうに思っております。

以上で今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで橋本武夫君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤 誠君） 以上をもちまして、本日予定されました一般質問は終了いたしました。本日は、これもちまして散会といたします。

次回は、9月22日午前9時に再開いたしますので、よろしく願いいたします。御苦勞までございました。

（午後4時19分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和5年11月17日

議 長 伊 藤 誠

署 名 議 員 水 谷 武 博

署 名 議 員 古 川 理 沙

